

静岡県高等学校等教育資金
及び高等学校等奨学金
貸与事務の手引き
(予約採用)

(令和5年10月版)

提出期限：令和5年12月15日(金)

静 岡 県

目 次

第1	教育奨学金の概要	2
第2	募集について～各学校で行っていただく事項～	8
第3	教育資金の申請について	11
第4	奨学金の申請について	22
	記入例1～4	36
第5	貸与規則・要綱	41

◎手引きについて

この手引きは、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金（教育奨学金）の申請にあたり、貸与実施要綱第16条により学校で行っていただく貸与要件確認等の事務処理などをまとめたものです。事務処理にあたっては、十分な期間を確保し適切に進めてください。貸与型のため卒業後に返還義務が生じる旨を承知したうえで申請を行うよう、御指導ください。

なお、県では、貸付を必要としている生徒に対し、公平に貸与するために次表に示す規則等を制定していますので、担当の方においてもよくお読みいただけますようお願いいたします。

名 称		関係規則等
教育奨学金	高等学校等教育資金 (教育資金)	・静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則 ・静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱
	高等学校等奨学金 (奨学金)	

《第1 教育奨学金の概要》

教育資金													
目的	優れた生徒であって経済的理由により修学が困難な者を対象とした人材育成												
貸与要件	成績・人物・収入の3つの要件を満たすこと												
対象学校種別	高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校高等部の本科</u> 、 <u>専修学校の高等課程</u>												
居住地	生徒の保護者が県内に住所を有すること (単身赴任等により県外に居住している場合は、住民票による確認が必要)												
学習成績評価	原則として、中学校1年から2年までの評定を全教科について平均した値が原則3.5以上であること (上記によらず、極めて家計が困難で学資の貸与がなければ修学継続に著しく支障がある者は、成績基準の弾力的運用の適用を受けることができる(P17-オ))												
人物評価	態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること(5段階評価)												
健康状態	貸与の審査の要件にはなっていないが、健康上の問題で途中で学業を中断することがないことを確認												
収入	<p>主たる家計支持者の認定所得額が、収入基準額以下であること。</p> <p>【主たる家計支持者の収入の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給与収入のみの場合 (収入金額・税込)</th> <th>給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯</td> <td>736万円</td> <td>292万円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>807万円</td> <td>342万円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>837万円</td> <td>363万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3人世帯：父、母、本人 ※4人世帯：上記3人世帯に兄又は姉（高校生・国公立自宅通学）を追加 ※5人世帯：上記4人世帯に祖父又は祖母を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の金額以上であっても、家族の状況等により基準を満たす場合あり。 ・給与収入のみの者は、源泉徴収票の「支払金額」と比較する。 ・給与収入以外の者は、確定申告書の「所得金額（合計）」と比較する。 	区分	給与収入のみの場合 (収入金額・税込)	給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)	3人世帯	736万円	292万円	4人世帯	807万円	342万円	5人世帯	837万円	363万円
区分	給与収入のみの場合 (収入金額・税込)	給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)											
3人世帯	736万円	292万円											
4人世帯	807万円	342万円											
5人世帯	837万円	363万円											

		教育資金																																																														
併用申請 できない 貸付金	<p>次の奨学金等とは同時に借りることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金のうち修学資金 ・静岡県定時制通信制課程修学資金 ・他の都道府県が行っているこれらに準ずる資金や奨学金 <p>また、市町や民間が行っている奨学金等に同時に借りることができないものがありますので、利用を予定しているかを確認</p>																																																															
貸与金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通学区分</th> <th colspan="2">貸与月額</th> </tr> <tr> <th>国公立学校</th> <th>私立学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅通学</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>23,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「自宅通学」とは、申請者(生徒本人)が、その者の主たる家計支持者と同居しているとき又はこれに順ずる場合(主たる家計支持者が単身赴任の場合など)</p> <p>・「自宅外通学」とは、申請者(生徒本人)が自宅通学以外の場合(下宿や寮に居住している場合)</p>						通学区分	貸与月額		国公立学校	私立学校	自宅通学	18,000円	30,000円	自宅外通学	23,000円	35,000円																																															
通学区分	貸与月額																																																															
	国公立学校	私立学校																																																														
自宅通学	18,000円	30,000円																																																														
自宅外通学	23,000円	35,000円																																																														
貸与時期	<p>下表に示す月の月末に振込む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分</td> <td>5月・6月分</td> <td>7・8月分</td> <td>9・10月分</td> <td>11・12月分</td> <td>1・2・3月分</td> </tr> </tbody> </table>						4月	6月	8月	10月	12月	1月	4月分	5月・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2・3月分																																														
4月	6月	8月	10月	12月	1月																																																											
4月分	5月・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2・3月分																																																											
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与決定後、誓約書を提出する際に<u>連帯保証人2名が必要</u>となる。 ・連帯保証人が立てられない場合は、貸与できない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保護者・・・1名 ② 原則4親等以内の親族で、申請者及びその保護者と別に<u>独立して生計を営む者</u>・・・1名 <p>※未成年の者や成年していても無収入の者、教育奨学生・修学資金貸与者で返還が完済していない者は、連帯保証人にはなれない。</p> <p>※返還が完済するまで20年以上となる場合があるため、将来にわたり教育奨学生と同等の返還義務を負うことができる者を立てるようご指導ください。</p>																																																															
返還方法	<p>返還は原則、口座振替(自動引落)により実施する。</p> <p>返還開始時に、申請者(生徒本人)が返還期間、返還方法(月賦・半年賦・年賦等)を届け出る。</p>																																																															
返還期間	<p>返還期間は、貸与を受けた金額により異なる。</p> <p>【返還例：年間を通じて貸与を受け、最長期間で返還の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">貸与年数</th> <th colspan="3">自宅</th> <th colspan="3">自宅外</th> </tr> <tr> <th>償還額(円)</th> <th>期間(年)</th> <th>償還年額(円)</th> <th>償還額(円)</th> <th>期間(年)</th> <th>償還年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公立</td> <td>1</td> <td>216,000</td> <td>5</td> <td>43,200</td> <td>276,000</td> <td>6</td> <td>46,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>432,000</td> <td>8</td> <td>54,000</td> <td>552,000</td> <td>9</td> <td>61,333</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>648,000</td> <td>9</td> <td>72,000</td> <td>828,000</td> <td>10</td> <td>82,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立</td> <td>1</td> <td>360,000</td> <td>9</td> <td>40,000</td> <td>420,000</td> <td>8</td> <td>52,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>720,000</td> <td>9</td> <td>80,000</td> <td>840,000</td> <td>10</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,080,000</td> <td>12</td> <td>90,000</td> <td>1,260,000</td> <td>12</td> <td>105,000</td> </tr> </tbody> </table>						区分	貸与年数	自宅			自宅外			償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	公立	1	216,000	5	43,200	276,000	6	46,000	2	432,000	8	54,000	552,000	9	61,333	3	648,000	9	72,000	828,000	10	82,800	私立	1	360,000	9	40,000	420,000	8	52,500	2	720,000	9	80,000	840,000	10	84,000	3	1,080,000	12	90,000	1,260,000	12	105,000
区分	貸与年数	自宅			自宅外																																																											
		償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)	償還額(円)	期間(年)	償還年額(円)																																																									
公立	1	216,000	5	43,200	276,000	6	46,000																																																									
	2	432,000	8	54,000	552,000	9	61,333																																																									
	3	648,000	9	72,000	828,000	10	82,800																																																									
私立	1	360,000	9	40,000	420,000	8	52,500																																																									
	2	720,000	9	80,000	840,000	10	84,000																																																									
	3	1,080,000	12	90,000	1,260,000	12	105,000																																																									

教育資金	
利息	貸与中は無利息
延滞利息	返還中、納期限までに返還しなかったときは、年利 10.75%の延滞利息を支払う。 延滞利息は当該納期限から返還した日までの日数により算出する。 (延滞利息 = 返還金額×10.75%×延滞日数／365 日)
返還猶予	次に該当する場合は、返還を猶予する。 ・ 高等学校又は大学等上級学校に在学中：当該学校に在学している期間 ・ 災害、疾病、負傷、その他：知事が必要と認めた期間（最長 1 年）
返還免除	次に該当する場合は、返還を免除する。 ・ 本人死亡又は心身の著しい障害による労働能力の喪失：全部 ・ 心身の著しい障害による高度の労働能力の制限：4分の3以内

奨学金																					
目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対する学習機会の保障																				
貸与要件	収入が一定の要件を満たすこと																				
対象学校種別	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校																				
居住地	教育資金と同じ																				
学習成績評価	学習成績評価なし																				
人物評価	人物評価なし																				
健康状態	教育資金と同じ																				
収入	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。 ※必ず、申請前に福祉事務所等の担当者に相談してください。</p> <p>② 主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和4年度分の市町民税が非課税になっている場合。(P24 ウ(イ)a)</p> <p>③ 主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和4年度分の市町民税が減額になっている場合。</p> <p>④ 申請者の属する世帯全員の令和4年分の収入合計又は令和5年分の収入見込みが、生活保護法における基準額の1.5倍以下の場合。</p> <p>【世帯全員の収入の目安(生活保護基準額1.5倍)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市</th> <th>三島市 富士市</th> <th>御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯</td> <td>320万円</td> <td>306万円</td> <td>278万円</td> <td>292万円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>425万円</td> <td>405万円</td> <td>360万円</td> <td>380万円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>465万円</td> <td>445万円</td> <td>400万円</td> <td>420万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3人世帯：父44歳、母41歳、本人14歳 ※4人世帯：上記3人世帯に兄又は姉16歳を追加 ※5人世帯：上記4人世帯に加え祖父又は祖母64歳を追加</p> <p>・基準額は世帯員の年齢等の家族構成等によって異なる。 ・上記の金額以上であっても、家族の状況等により基準を満たす場合あり。</p> <p>・給与収入のみの者は、源泉徴収票の「支払金額－源泉徴収税額－社会保険料等の金額」と比較する。 ・給与収入以外の者は、確定申告書等の「収入金額－必要経費」と比較する。</p>	居住地	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡	その他	3人世帯	320万円	306万円	278万円	292万円	4人世帯	425万円	405万円	360万円	380万円	5人世帯	465万円	445万円	400万円	420万円
居住地	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市 菊川市 牧之原市 賀茂郡 榛原郡 周智郡	その他																	
3人世帯	320万円	306万円	278万円	292万円																	
4人世帯	425万円	405万円	360万円	380万円																	
5人世帯	465万円	445万円	400万円	420万円																	

奨学金																																											
併用申請 できない 貸付金	教育資金と同じ																																										
貸与金額	教育資金と同じ																																										
貸与時期	教育資金と同じ																																										
連帯 保証人	教育資金と同じ																																										
返還方法	教育資金と同じ																																										
返還期間	<p>20年以内で申請者（生徒本人）が設定する。 【返還例：年間を通じて貸与を受け、20年で返還の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">貸与 年数</th> <th colspan="2">自宅</th> <th colspan="2">自宅外</th> </tr> <tr> <th>償還額(円)</th> <th>償還年額(円)</th> <th>償還額(円)</th> <th>償還年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公立</td> <td>1</td> <td>216,000</td> <td>10,800</td> <td>276,000</td> <td>13,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>432,000</td> <td>21,600</td> <td>552,000</td> <td>27,600</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>648,000</td> <td>32,400</td> <td>828,000</td> <td>41,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立</td> <td>1</td> <td>360,000</td> <td>18,000</td> <td>420,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>720,000</td> <td>36,000</td> <td>840,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,080,000</td> <td>54,000</td> <td>1,260,000</td> <td>63,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸与 年数	自宅		自宅外		償還額(円)	償還年額(円)	償還額(円)	償還年額(円)	公立	1	216,000	10,800	276,000	13,800	2	432,000	21,600	552,000	27,600	3	648,000	32,400	828,000	41,400	私立	1	360,000	18,000	420,000	21,000	2	720,000	36,000	840,000	42,000	3	1,080,000	54,000	1,260,000	63,000
区分	貸与 年数			自宅		自宅外																																					
		償還額(円)	償還年額(円)	償還額(円)	償還年額(円)																																						
公立	1	216,000	10,800	276,000	13,800																																						
	2	432,000	21,600	552,000	27,600																																						
	3	648,000	32,400	828,000	41,400																																						
私立	1	360,000	18,000	420,000	21,000																																						
	2	720,000	36,000	840,000	42,000																																						
	3	1,080,000	54,000	1,260,000	63,000																																						

	奨学金
利息	教育資金と同じ
延滞利息	教育資金と同じ
返還猶予	教育資金と同じ
返還免除	教育資金と同じ

(注意)

* 申請できるのはいずれか一つです。

* 申し込みにあたっては、市町村民税の所得割額が非課税の世帯の場合、返済不要の奨学給付金制度がありますので、そちらを活用願います。

1 ポスターの掲示

高校教育課又は私学振興課から募集に関する通知等の送付があったら、同封のポスターに校内の募集期間及び担当者の記入をし、掲示してください。

2 募集期間の設定

校内の募集期間は、次の点を考慮して設定してください。

- ・申請希望者が課税証明書等の必要書類を揃えるために必要とする日数
- ・学校担当者が書類の内容を確認し、必要書類を作成するために必要となる日数
- ・書類の不足や不備により、追加・修正を行うために必要となる日数

3 募集のしおりの配布等

申請希望者から募集のしおりの請求があったときは、同封の募集のしおりを渡してください。

なお、不足が生じた場合には、追加送付しますので高校教育課へ御連絡ください。ただし、在庫がなくなった場合は、次の方法により配布してください。

- ・高校教育課等から送付された冊子をコピーして配布
- ・高校教育課のホームページから印刷して配布

(ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-050a/>)

4 申請書の受理・確認

(1) 書類の確認

申請書類が提出されたら、学校において次の点を確認してください。

なお、不備がある場合は、その場で記入若しくは訂正させるか又は差戻ししてください。

また、申立書等、追加の書類が必要な場合には、内容等が詳細に記載されるように提出を依頼してください。

ア 必要書類が全て揃っているか。

イ 記入例を参考に正しく記入されているか。未記入箇所や押印漏れがないか。

ウ 記入した字句に訂正がある場合、二重線による見え消しの上に訂正者の印鑑を押印する方法により訂正されているか。(修正液・修正テープでの修正不可)

エ 証明書類等がA4版より小さい場合、種類ごとにA4版の用紙に貼付してあるか。

オ ボールペンで記入されているか。(消えるペンは使用不可)

教育奨学金の申請に必要な書類などについては、「教育資金」は第3(P11~21)、「奨学金」は第4(P22~35)に詳細が記載されておりますので、確認してください。

また、別添の「貸与申請におけるチェック表」も御活用ください。

(2) 収受日付印の押印

上記(1)による確認の結果、不備が認められない場合は、書類一式を受領し、**貸与申請書の右上に貸与者から提出を受けた日の日付印を押印**してください。※学校が受け付けた日を確認します。学校の受付印やそれに変わるものがない場合は、高校教育課に御相談ください。

5 教育資金収入状況確認表の作成

収入条件の要件を確認するため、収入状況確認表を作成してください。

(1) 収入状況確認システムのダウンロード

- ① 高校教育課ホームページに掲載してある、「収入状況確認システム」(Excelファイル)をダウンロードしてください。
- ② ダウンロードした「収入状況確認システム」に、申請者から提出された書類に記載されている情報を入力すると、基準額等が自動計算されます。
- ③ 未入力、未選択、入力誤りがないか、確認し(画面に表示されます。)、印刷してください。

※1 入力にあたっては、「マクロを有効」にしてください。

ホームページアドレス : <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-050a/>

※2 ダウンロードが正常に行えない場合は電子メールで送付しますので、送付を希望する旨を記載したメールを次のアドレスあて送信してください。

高校教育課メールアドレス : kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 収入状況確認表作成における注意事項

ア 教育資金

主たる家計支持者の収入が、基準の範囲内であることを確認してください。

イ 奨学金

世帯の収入認定額が、保護基準の1.5倍以下であることを確認してください。

その際、倍率が極端に低い場合(例 0.30)は、1ヶ月当たりの家計支出の内訳の提出を求め、収入状況と比較してください。その結果、収入より支出が多い場合は、貯金の取り崩しや借金、現物支給等の有無を再度確認してください。

6 送付状の作成

申請書類一式が整ったら、「教育資金」「奨学金」それぞれに送付状（要綱様式第1号）を作成し、高校教育課等に提出してください。

なお、書類の重ね順は「教育資金」はP11、「奨学金」はP22を参照してください。

7 申請書類の保管

後日、高校教育課より内容を照会する場合がありますので、必ず提出書類の写しをとり、保管してください。

また、申請書類には多くの個人情報に記載されていますので、受理後は生徒や他の職員の目に触れるところに放置したり、紛失したりすることがないように適切に管理してください。

8 申請後の手続きについて

(1) 内定の通知

選考結果通知は、令和6年1月中旬までに、学校あてに発送する予定です。通知が送付されたら、該当の生徒へ渡してください。

選考結果について、電話での問い合わせには応じかねますので照会は御遠慮ください。

(2) 進学先の照会

貸与内定者について、3月中旬に進学先の照会を行います。

(3) 内定通知受領後の住所変更等

内定通知を受領した後、高等学校等に入学するまでの間に、住所・氏名に変更が生じた場合又は貸与を受けること辞退する場合は、直ちに次の書類を提出してください。

提出書類	添付書類	
住所/氏名 変更届	住所を変更した場合	住民票(本籍記載、マイナンバー記載なし)※県外の場合
	氏名を変更した場合	戸籍抄本
辞退届	なし	

(4) 高等学校等入学後に提出する書類について

高等学校等に入学後、下記の手続きが必要となりますので、貸与内定者へお伝えください。

提出書類	提出時期
高等学校等入学届 学校長が発行する在学証明書	入学式当日
誓約書 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書※	貸与決定通知後、指定する日

※ 貸与決定通知から誓約書提出日までは例年非常に短期間となっています。誓約書の提出がない場合、貸与決定が取り消される場合がありますので、あらかじめ連帯保証人として予定している人に依頼しておくよう御指導ください。

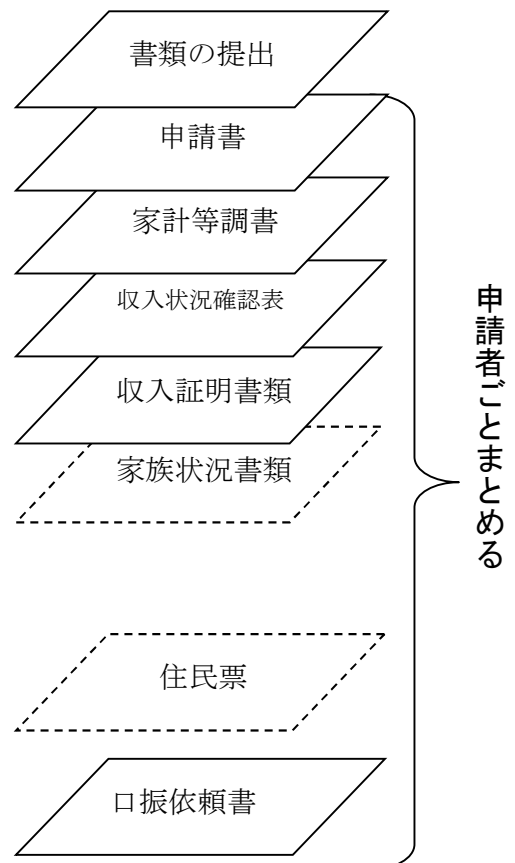
《第3 教育資金の申請について》

提出書類

必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
<ul style="list-style-type: none"> ・教育奨学金貸与申請書（規則様式第1号） ・家計等調書（規則様式第2号） ・教育資金収入状況確認表 ・主たる家計支持者の収入を証明する書類（P14参照） ・口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第5号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別控除を受けるために必要となる書類（P15～17参照） ・保護者等の住民票原本（マイナンバー記載なし本籍記載）

書類の重ね順

- ア 教育奨学金書類の提出について（要綱様式第1号）
- イ 教育奨学金貸与申請書（規則様式第1号）
- ウ 家計等調書（規則様式第2号）
- エ 教育資金収入状況確認表（※学校が作成）
- オ 収入を証明する書類
（源泉徴収票、確定申告書控、年金等受給証明書等）
- カ 家族の状況（特別控除）を証明する書類
・障害者手帳等の写し
・経費内訳調書
・領収書等の写し など
- キ 保護者等の住民票原本（県外に居住している場合）
※直近3ヶ月以内に取得したもの
- ク 口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第5号）



1 書類等の確認及び記入方法

(1) 貸与申請書

ア 申請者は生徒です。申請書は原則生徒本人が記入するよう指導してください。

イ 教育資金の貸与を受けるためには、保護者が県内に在住していなければなりません。貸与申請書の保護者住所を確認してください。

単身赴任等で保護者が県外に在住の場合は、住民票を提出させ、住所の確認を行ってください

ウ 貸与を受けようとする理由欄は、申請者(生徒)本人の視点で家庭事情・収入状況と学業への意欲が詳細に記入されているか確認してください。

(2) 口座振替依頼書(委任状)

申請者氏名は、生徒の名前が記入され、生徒の印が押印されているか確認してください。

金融機関名・口座番号(7桁で記入)等は誤りがないか、通帳等を見ながら記入するよう御指導ください。

印鑑は、今後返還が完了するまで県へ提出する全ての書類に使用しますので、紛失しないよう指導してください。(保護者と同じ印は不可)

(3) 家計等調書

ア 家族構成

家族構成が他の書類と整合がとれていない場合は、申請者(生徒)に確認してください。また、続柄が申請者(生徒)本人からみたものとなっているか確認してください。

なお、世帯は申請日現在の状態でとらえ、次により判定してください。

(ア) 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

(イ) 次のいずれかの場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

a 主たる家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している場合

b 就学又は病氣療養等のため、一時的に別居状態の場合

c 主として扶養している別居の祖父母

d その他上記いずれかと同様の状態にある場合

(ロ) 別居や独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯員とはしない。

(ハ) 本人が特別の事情にある人(2親等以内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は18歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成のもの。ただし、18歳以上の兄弟姉妹でも就学者、長期療養者、心身に障害がある等のため経済力のない人は18歳未満として扱う。)又は里親等(都道府県知事から委託されている人)に養育されている場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない人とみなすことができる。

(ニ) 事情により家族と絶縁状態及びそれに準ずるような状態である場合は、本人を単独生計者とみなすことができる。

イ 全収入額(年収)

次表の区分に従い、適切な金額が記入されているか確認してください。

なお、家族構成等から推定される収入（母（父）子世帯における児童扶養手当、死別の場合における遺族年金、離婚の場合における養育費など）が計上されていない場合は受給の有無を確認してください。

また、主たる家計支持者に係る記入金額については、P14（ウ）に示す証明書類を徴し確認してください。

分 類	所得の種類	記入金額
給与収入 (勤労収入)	給料、俸給、賃金、役員報酬、歳費、賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等 下記のものも含む ・年金(恩給・老齢年金・遺族年金等) ・児童扶養手当 ・生活保護費 ・傷病手当金（健康保険・失業保険） ・失業給付金等	<u>収入金額</u> (給与所得控除前の金額)
給与収入以外の収入 (事業収入)	事業(商業・工業・林業・水産業)収入(所得)、農業収入(所得)、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士等)による収入、利子、配当、家賃、貸間代、地代などの収入(所得)	<u>確定申告書の所得金額</u>

ウ 収入（所得）金額の算定

主たる家計支持者の収入（所得）金額が、前年1年間(1月～12月)の収入（所得）金額を基礎として記載されているか、次表に示す証明書類により確認してください。

※ 最近（前年中以降）に就職、転職（開業、転業、勤務先変更等を含む）等により収入源に変動があった場合には、月収を基礎として年額を算定してください。

区分	分類	証明書類
年額で算定する場合	給与収入（勤労収入）	前年の年間分の収入金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票の写し 市町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（課税証明書） 最新の年金額改定通知書、児童扶養手当等の支給通知書等の写し 生活保護決定通知書の写し など
	給与収入以外の収入（事業収入）	前年の年間分の所得金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の控え＋青色申告決算書又は収支内訳書（白色）の写し <ul style="list-style-type: none"> 税務署等の受付印があるもの。 印がない場合は収入申告書を提出し、確定申告書の添付書類とする。この場合、収入申告書の「前3ヶ月分の平均」は、「過去1年間の収入額」と訂正し、収入総額欄には青色申告決算書又は収支内訳書の売上金額を、必要経費総額欄には売上原価及び経費の合計を記入する。 e-Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付する。 市区町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（所得（課税）証明書） など
月収を基礎として年額を算定する場合	給与収入（勤労収入）	収入金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 給与証明書（要綱様式第2号） 直近の3か月分の給与明細書＋前年の賞与明細書の写し 収入申告書（要綱様式第3号）：上記により難しい場合のみ など <p>※算定が困難な場合、正社員等は「年収額＝月収額×16」、パート等の場合は「年収額＝月収額×12」として算定してください。</p>
	給与収入以外の収入（仕送り等）	<ul style="list-style-type: none"> 収入申告書（実施要綱様式第3号）
	申請時点で失業している場合	<ul style="list-style-type: none"> 失業保険受給者証の写し 本人からの申立書（失業に至った経緯・求職の状況等を詳細に記載したもの） <p>※ 前年に収入があっても失業前の職業による収入は、収入金額に算入しないので注意してください。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切捨てます。 事業収入の場合において、売上（収入）金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合、その収入に係る所得金額は0円とします。 前年に生産手段（田、畑、店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったと仮定して所得金額を算出してください。この場合、減収額はP17(カ)の特別控除額に計上してください。 	

※ 受給対象である年金及び各種手当等について、未申請や申請中により教育奨学金貸与申請時点において受給していない場合は、申立書等により事実確認をすること。

工 家族の状況（特別控除額）

家計等調書の家族の状況欄に該当（○印）の記載がある場合は、特別控除額が計上できるので、証明添付書類等により計上の可否を確認してください。

(7) 「就学者のいる世帯」の控除（証明書類添付：不要）

分類が困難な学校については次表に示すとおりです。

学校種別	分類
大学通信教育部及び大学院	大学
高等学校通信制	高等学校
放送大学（全科履修）	私立大学
高等学校、大学、高等専門学校の専攻科及び別科	高校生、大学生、高等専門学校
専修学校高等課程及び専門課程	専修学校高等課程及び専門課程
放送大学（科目履修及び選科履修）、 専修学校一般課程、各種学校(予備校等)	対象外

(1) 「母子・父子世帯」の控除（証明書類添付：不要）

世帯の構成が次のいずれかに該当する場合、控除の対象とすることができます。

控除対象となる世帯の構成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母又は父と18歳未満の子の世帯 ・ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない(所得金額が50万円以下)祖父母の世帯 ・ 18歳未満だけの子の世帯 ・ 祖父母と18歳未満の子の世帯 ・ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯 ・ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の就学者及び長期療養、心身に障害のある等のため経済力のない人は、18歳未満の子として取り扱います。 ・ 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含まれます。 ・ 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は、母子・父子世帯として取り扱います。

(ウ) 「障害のある人がいる世帯」の控除（証明書類添付：必要…手帳の写し等）

次表のいずれかに該当する場合、控除対象とすることができます。それぞれ該当することを証明する書類を提出させ、確認してください。

「障害のある人」の定義
<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている人、又はこれに準ずる人。 なお、「準ずる人」の範囲は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">○戦傷病者手帳の交付を受けている人○医師から身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けると診断され、手帳を申請中である人・公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害により身体上の障害のある人・被爆者健康手帳の交付を受けている人・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・知的な障害があり、療育手帳の交付を受けている人・介護保険法に定める要介護度が「要介護3」以上に認定されている人 (要介護3：立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体に介助が必要)

(I) 「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除

(証明書類添付：必要…要綱様式第4号経費内訳書及び領収書などの証明書類)

この控除の対象となるのは、別居のため特別に支出している費用のうち、家賃、光熱水道費(電気・ガス・水道)、家具、家事用品の実費(限度額71万円)です。

経費内訳書に記載の内容に誤りがないか、領収書等を提出させ、確認してください。

(カ) 「長期に医療を要する人のいる世帯」の控除

(証明書類添付：必要…要綱様式第4号経費内訳書+領収書などの証明書類)

この控除の対象となる世帯は、申請時点で6か月以上療養中の人、又は療養が必要と認められる人がいる世帯です。

申請時までの支出金額と今後療養が見込まれる期間を基礎として年間支出金額を算定し、控除額とします。

なお、控除の対象となる費目は次表のとおりです。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除きます。経費内訳書に記載の内容に誤りがないか、領収書等を提出させ、確認してください。

控除対象となる費目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代 ・ 病院、診療所へ入院するために支出する費用（入院患者の食費は除きます。） ・ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用 ・ 看護人に対して支払う費用 ・ 治療又は療養のため支出する医薬品代 ・ 病院、診療所へ通院するための交通費（必要不可欠と認められるものに限る。） ・ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金

(カ) 火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」の控除

（証明書類提出：必要…要綱様式第4号経費内訳書＋積算書類）

対象となる世帯は、申請の前年から申請時まで火災等の被害を受けたため、将来支出が増大又は収入が減少することにより、2年以上の長期にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる世帯とします。

ただし、被害を受けなかったと仮定したときの認定所得金額が収入基準額を著しく超えている世帯は対象となりません。

なお、控除額は、原則として次のとおりとします。経費内訳書に記載の内容に誤りがないか積算書類を提出させ、確認してください。

また、本控除は単に被害額又は復旧費を控除するものではないこと、保険や損害賠償などにより補てんされる金額は対象としないことに留意してください。

控除対象となる費用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合 →最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等 ・ 生産手段(田、畑、店舗等)に被害を受けた場合 →長期にわたって予想される収入の減少額（年額） ・ 所得税の雑損控除を受ける場合 →その控除額

オ 学習成績評定平均値（学校記入）

次ページの表に示す方法により算出した値を記入してください。

（弾力的運用）

評定基準を満たさないものの、その評定平均値が3.0以上あり、**極めて収入状況が困難で、教育資金の貸与がなければ修学継続に著しく支障がある者であって、特に人物に優れ、かつ、向学心に富み、学力向上の見込みがあると校長が認める者**については、所見欄にその理由を詳細に記載することにより貸与申請することができます。

区 分	評 定 基 準
中学3年生 (予約採用希望者)	中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、5段階評価による評定で、全履修教科について平均した値が原則 3.5以上 であり、かつ、高等学校等へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

※ 算出した評定平均値に小数点第2位以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値を記入してください。

※ また、5段階評価によらない評定を付している場合は、全履修教科(科目)を5段階評価に換算した後、合計し、全履修教科(科目)数で除して得た値を記入してください。

カ 人物評価（学校記入）

人物評価欄は、次の(ア)及び(イ)に示す点に着目し、担任・学年主任等の所見、生徒指導要録その他学校における諸記録に基づき、次表に示す区分により総合評価を記入してください。

(ア) 態度及び行動が教育奨学生としてふさわしいか

校内及び校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向(虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等)がないか。

(イ) 良識ある社会人に成長することが期待できるか

社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、教育資金の返還についても十分な責任感があると認められるか。

評価区分

ア 教育奨学生として特に優れている	イ 教育奨学生として優れている
ウ 教育奨学生として適している	エ 教育奨学生として努力がいる
オ 教育奨学生としてかなり努力がいる	

キ 所見（学校記入）

校内外での活動、その他特記すべき事項について、具体的に記入してください。

また、定期健康診断等の結果から、健康上の理由で修学に支障があると判断される場合はその旨記入してください。

ク その他

・学習成績評定平均値欄、人物評価欄及び所見欄に記入した字句を訂正する場合は、訂正字句を二重線で抹消し、所見記入者の印を上から押印する方法で訂正してください。

・学校長確認欄の記入

確認年月日、学校名、校長氏名を記入し、校長職印を押印してください。

教育資金収入状況確認表 **入力例**

メニュー画面へ

データクリア

学校名 静岡市立追手町中学校
 学年 3年
 組 2組
 氏名 静岡次郎

1 主たる家計支持者について

続柄	氏名	年齢	同居・別居	区分	給与収入	事業所得	農業所得	その他所得	B 計
父	静岡太郎	55	同居	収入 所得	231万円				231万円

家計等調書で確認(主たる家計支持者となっているか)

家計等調書・収入証明で確認(事業所得・農業所得以外は、給与収入として扱う)

2 就学者について

続柄	氏名	学校種別(設置者別・通学別/特別控除額:万円)															
		小学校		中学校		高等学校		高等専門学校		専修学校				短期大学		大学	
		通学別	特別控除額	通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額	設置者別通学別	特別控除額
本人	静岡次郎			自宅	28												
姉	静岡夏海													私立自宅外	144		
兄	静岡一郎					国公立自宅	28										
妹	静岡優子			自宅	16												

家計等調書で確認(学校種別ごと設置者別・通学別が正しく選択されているか)

家計等調書で確認(1家族構成及び収入に記載のある人数が選択されているか)

3 家族の状況について

家族の状況	該当・非該当の別	人数	A 収入基準額	C 特別控除額
①同一生計を営む者の人数(申請者本人を含む)	該当	6	325万円	
②就学者の人数(申請者本人を含む)	該当	4		216万円
③ア 母子・父子世帯である	非該当			万円
イ 障害のある人がいる世帯である	該当			万円
ウ 主たる家計支持者が別居している世帯である	非該当			万円
エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯である	非該当			万円
オ 火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯である	非該当			万円

家計等調書・家族状況書類で確認(イ～オは証明書類の添付が必要)

4 計算結果

A 収入基準額	325万円
B 所得金額合計	231万円
C 特別控除額合計	216万円
D 認定所得金額(B-C)	15万円
比較	A ≥ D
収入要件を満たしている	

5 学校確認

区分	職	氏名
担当者	教諭	教育 心

6 県教育委員会等担当者確認

区分	職	氏名
確認者		

《収入状況確認表について》

- ※ ...選択入力 ...自動計算又は自動表示
- ※ コメント・入力時メッセージ(各セルをクリックすると表示される)に注意すること
- ※ 申請書及び家計等調書、収入証明、家族状況書類により確認
- ※ 入力確認後打出しを県へ提出

【参考資料】

○収入基準額表（規則別表）

世帯人員の区分	収入基準額
1 人	143万円
2 人	229万円
3 人	264万円
4 人	286万円

世帯人員の区分	収入基準額
5 人	307万円
6 人	325万円
7 人	341万円
8人以上	1人につき16万円加算

○勤労収入の場合における控除額（実施要綱別表1）

全収入額（年収）	必要経費（控除額）
329万円以下	収入金額と同額
329万円を超え400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

※ 1万円未満の端数は、四捨五入する。

○特別控除額表（実施要綱別表2）

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		高等専門学校	国公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国公立	59	102
	私立		101	144	
	専修学校	高等課程	国公立	17	27
			私立	37	46
		専門課程	国公立	22	62
私立			72	112	
(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき	86万円			
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする。)				
(6) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
B 本人を 対象と する 控除	教育資金貸与申請者本人が高等学校等に在学している場合 (ただし、予約採用希望者の場合は一律28万円)		自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		専修学校高等課程	国公立	17	27
			私立	37	46

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、教育資金申請者本人分は含めない。
2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

○勤労収入における所得金額早見表

※ 勤労収入の額の1万円未満の端数を切捨てた金額を収入金額とし、それに対する所得金額を求めてください。

また、2つ以上の勤労収入がある場合は、その合計金額とし、同様に所得金額を求めてください。

勤労収入の額 330万円～599万円												勤労収入の額 600万円～878万円											
収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額
1	0	350	17	400	57	450	92	500	127	550	162	600	197	650	232	700	267	750	302	800	337	850	372
329	0	351	18	401	58	451	93	501	128	551	163	601	198	651	233	701	268	751	303	801	338	851	373
		352	19	402	58	452	93	502	128	552	163	602	198	652	233	702	268	752	303	802	338	852	373
		353	19	403	59	453	94	503	129	553	164	603	199	653	234	703	269	753	304	803	339	853	374
		354	20	404	60	454	95	504	130	554	165	604	200	654	235	704	270	754	305	804	340	854	375
		355	21	405	60	455	95	505	130	555	165	605	200	655	235	705	270	755	305	805	340	855	375
		356	22	406	61	456	96	506	131	556	166	606	201	656	236	706	271	756	306	806	341	856	376
		357	23	407	62	457	97	507	132	557	167	607	202	657	237	707	272	757	307	807	342	857	377
		358	23	408	63	458	98	508	133	558	168	608	203	658	238	708	273	758	308	808	343	858	378
		359	24	409	63	459	98	509	133	559	168	609	203	659	238	709	273	759	308	809	343	859	378
		360	25	410	64	460	99	510	134	560	169	610	204	660	239	710	274	760	309	810	344	860	379
		361	26	411	65	461	100	511	135	561	170	611	205	661	240	711	275	761	310	811	345	861	380
		362	27	412	65	462	100	512	135	562	170	612	205	662	240	712	275	762	310	812	345	862	380
		363	27	413	66	463	101	513	136	563	171	613	206	663	241	713	276	763	311	813	346	863	381
		364	28	414	67	464	102	514	137	564	172	614	207	664	242	714	277	764	312	814	347	864	382
		365	29	415	67	465	102	515	137	565	172	615	207	665	242	715	277	765	312	815	347	865	382
		366	30	416	68	466	103	516	138	566	173	616	208	666	243	716	278	766	313	816	348	866	383
367	31	417	69	467	104	517	139	567	174	617	209	667	244	717	279	767	314	817	349	867	384		
368	31	418	70	468	105	518	140	568	175	618	210	668	245	718	280	768	315	818	350	868	385		
369	32	419	70	469	105	519	140	569	175	619	210	669	245	719	280	769	315	819	350	869	385		
370	33	420	71	470	106	520	141	570	176	620	211	670	246	720	281	770	316	820	351	870	386		
371	34	421	72	471	107	521	142	571	177	621	212	671	247	721	282	771	317	821	352	871	387		
372	35	422	72	472	107	522	142	572	177	622	212	672	247	722	282	772	317	822	352	872	387		
373	35	423	73	473	108	523	143	573	178	623	213	673	248	723	283	773	318	823	353	873	388		
374	36	424	74	474	109	524	144	574	179	624	214	674	249	724	284	774	319	824	354	874	389		
375	37	425	74	475	109	525	144	575	179	625	214	675	249	725	284	775	319	825	354	875	389		
376	38	426	75	476	110	526	145	576	180	626	215	676	250	726	285	776	320	826	355	876	390		
377	39	427	76	477	111	527	146	577	181	627	216	677	251	727	286	777	321	827	356	877	391		
378	39	428	77	478	112	528	147	578	182	628	217	678	252	728	287	778	322	828	357	878	392		
379	40	429	77	479	112	529	147	579	182	629	217	679	252	729	287	779	322	829	357	879	392		
330	1	380	41	430	78	480	113	530	148	580	183	630	218	680	253	730	288	780	323	830	358	879万円以上 収入金額 -486万円	
331	2	381	42	431	79	481	114	531	149	581	184	631	219	681	254	731	289	781	324	831	359		
332	3	382	43	432	79	482	114	532	149	582	184	632	219	682	254	732	289	782	324	832	359		
333	3	383	43	433	80	483	115	533	150	583	185	633	220	683	255	733	290	783	325	833	360		
334	4	384	44	434	81	484	116	534	151	584	186	634	221	684	256	734	291	784	326	834	361		
335	5	385	45	435	81	485	116	535	151	585	186	635	221	685	256	735	291	785	326	835	361		
336	6	386	46	436	82	486	117	536	152	586	187	636	222	686	257	736	292	786	327	836	362		
337	7	387	47	437	83	487	118	537	153	587	188	637	223	687	258	737	293	787	328	837	363		
338	7	388	47	438	84	488	119	538	154	588	189	638	224	688	259	738	294	788	329	838	364		
339	8	389	48	439	84	489	119	539	154	589	189	639	224	689	259	739	294	789	329	839	364		
340	9	390	49	440	85	490	120	540	155	590	190	640	225	690	260	740	295	790	330	840	365		
341	10	391	50	441	86	491	121	541	156	591	191	641	226	691	261	741	296	791	331	841	366		
342	11	392	51	442	86	492	121	542	156	592	191	642	226	692	261	742	296	792	331	842	366		
343	11	393	51	443	87	493	122	543	157	593	192	643	227	693	262	743	297	793	332	843	367		
344	12	394	52	444	88	494	123	544	158	594	193	644	228	694	263	744	298	794	333	844	368		
345	13	395	53	445	88	495	123	545	158	595	193	645	228	695	263	745	298	795	333	845	368		
346	14	396	54	446	89	496	124	546	159	596	194	646	229	696	264	746	299	796	334	846	369		
347	15	397	55	447	90	497	125	547	160	597	195	647	230	697	265	747	300	797	335	847	370		
348	15	398	55	448	91	498	126	548	161	598	196	648	231	698	266	748	301	798	336	848	371		
349	16	399	56	449	91	499	126	549	161	599	196	649	231	699	266	749	301	799	336	849	371		

《第4 奨学金の申請について》

提出書類

必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
<ul style="list-style-type: none"> ・教育奨学金貸与申請書（規則様式第1号） ・家計調書（規則様式第2号の2） ・奨学金収入状況確認表 ・収入のある者全員分の収入等を証明する書類（P27参照） ・口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第5号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護基準の各種加算等を受けるために必要となる書類（P26参照） ・保護者等の住民票原本（マケガ - 記載なし本籍記載）

書類の重ね順

ア 教育奨学金書類の提出について（要綱様式第1号）

イ 教育奨学金貸与申請書（規則様式第1号）

ウ 家計調書（規則様式第2号の2）

エ 添付書類（下記(7)～(i)参照）

(7) 生活保護世帯の場合

生活保護決定通知書の写し又は生活保護受給証明書

(i) 市町村民税非課税世帯の場合

所得課税証明書など

(ii) 市町村民税減免世帯の場合

減免を通知する書類など

(I) 準生活保護世帯の場合

a 奨学金収入状況確認表（※学校が作成）

b 家族の状況（保護基準加算）を証明する書類

・学校給食費の証明など

・母子健康手帳の写し

・借家・借間の契約書及び領収書 など

c 収入を証明する書類

・源泉徴収票

・確定申告書控及び青色申告決算書又は収支内訳書

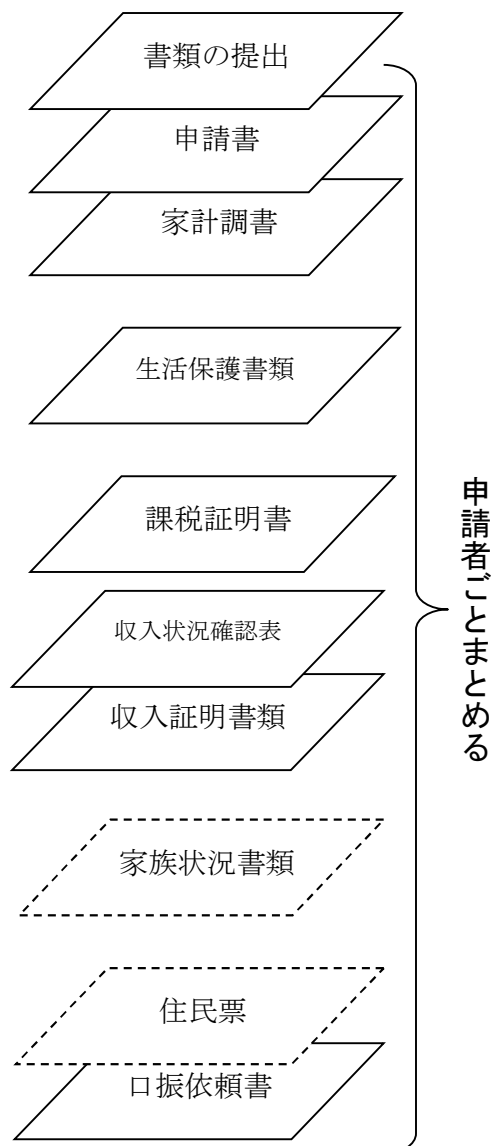
・年金等受給証明書

など

(オ 保護者等の住民票原本（県外に在住している場合））

（※直近3ヶ月以内に取得したもの）

カ 口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第5号）



1 書類等の確認及び記入方法

(1) 貸与申請書

ア 申請者は生徒です。申請書は原則生徒本人が記入するよう指導してください。

イ 教育資金の貸与を受けるためには、保護者が県内に在住していなければなりません。貸与申請書の保護者住所を確認してください。

単身赴任等で保護者が県外に在住の場合は、住民票を提出させ、住所の確認を行ってください。

ウ 貸与を受けようとする理由欄は、申請者(生徒)本人の視点で家庭事情・収入状況と学業への意欲が詳細に記入されているか確認してください。

なお、記載内容が少ない場合は、再度記載していただきます。

(2) 口座振替依頼書（委任状）

申請者氏名は、生徒の名前が記入され、生徒の印が押印されているか確認してください。

また、金融機関名・口座番号等は誤りがないよう必ず通帳を見ながら記入するよう指導ねがいます。（口座番号は7桁で記載してください。）

印鑑は、今後返還が完了するまで県へ提出する全ての書類に使用しますので、紛失しないよう指導してください。（保護者と同じ印は不可）

(3) 家計調書

ア 家族構成

- ・同一の住居に居住し生計を一にしている場合は、原則として親族のほか他人であっても、すべてを同一世帯としてとらえます。
- ・出稼者や入院患者、介護老人施設入所者のように実際には住居地を別にしていても、その出稼ぎや入院・入所期間が一時的なものであったり、扶養義務関係に基づいて経済的に出身世帯と一体性を有したりしている場合は、これらの者も同一世帯として取り扱います。
- ・別居又は実質的に離婚しているような状態でも、正式に離婚していなければ原則として同一世帯として取り扱います。
- ・次ページの表に掲げる者については、同居している場合でも同一生計とはみなさず、切り離して取り扱います（世帯分離）。世帯分離として取り扱われる者については、家計調書には記載しますが、収入状況確認表には計上しません。
- ・家族構成が、他の書類と整合がとれていない場合や、小中学生であって学校給食費の記載がない場合等は申請者に確認してください。

世帯分離として取扱う者

- ・ 中学校を卒業した後、進学若しくは就労していない者
- ・ 18歳以上で、大学及び各種諸学校に在学中の者、浪人中の者又は就労していない者。
(夜間定時制高校に在学中の者及び就労している夜間大学生は除く。)
- ・ 単独で生活保護を受けている者
- ・ 蒸発等所在が不明である者 (捜索願が警察に出されている場合のみ。)
- ・ 父親等主たる生計者となる者が心身に障害がなく就労していない場合
(失業(現在求職活動中に限る)等、社会通念上やむを得ないと認められる場合は除く。)
- ・ 正式に離婚していないが別居又は実質的に離婚しているような状態にあり、家計を別にしている者 (校長が発行する事実確認を証する書類の添付が必要です。)
- ・ 離婚調停中で家計を別にしている者
(離婚調停中である旨記載した申立書の添付が必要です。)

イ 添付書類との照合

家計調書中、2から5の項目に該当する旨の記入がある場合、必要となる証明書類等が添付されているか確認してください。

特に、母子父子世帯における児童扶養手当や、死別の場合における遺族年金、離婚の場合における養育費、65歳以上の者の老齢年金など、家族構成等から推定される収入に関する書類が添付されていない場合は、受給の有無を確認してください。

ウ 収入状況

(ア) 生活保護世帯 (証明書類添付：必要…生活保護を受けていることを証明する書類)

生活保護法に基づく保護を受けている世帯に属する者は、奨学金の貸与要件を満たします。

生活保護の決定通知の写し又は福祉事務所長等が発行する生活保護を受けていることを証する書類を提出させ、確認してください。

なお、収入状況確認表の作成は不要です。

(イ) 市町村民税非課税・減免世帯 (証明書類添付：課税・収入状況が確認できる書類等)

a 非課税世帯

主として生計を維持する者が障害者、寡婦(夫)のいずれかに該当しており、かつ、所得金額が125万円以下であることにより、市町村民税が非課税である場合、奨学金の貸与要件を満たします。

市町村民税の課税状況が確認できる証明書類 (所得 (課税) 証明書など) を提出させ、次の内容が記載されているか確認してください。

なお、収入状況確認表の作成は不要です。

- ・ 証明書類には社会保険料等の所得控除の内訳が記載されていること。

b 減免世帯

主として生計を維持する者の市町村民税が減免されている場合、奨学金の貸与要件を満たします。

市町村民税の減免を通知する書類の写し及び市町村民税の状況が確認できる証明書類(所得(課税)証明書など)を提出させ、確認してください。

なお、収入状況確認表の作成は不要です。

(ウ) 準生活保護世帯 (証明書類添付：必要…世帯全員分の収入証明書類など)

世帯全体の収入額が生活保護基準額(以下「保護基準額」という。)の1.5倍以下の場合、奨学金の貸与条件を満たします。

関係書類を基に収入状況確認表を作成して貸与条件を満たすかどうか確認してください。

a 保護基準額

(a) 級地区分

級 地	市 町 村
2級地－1	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市
2級地－2	三島市、富士市
3級地－1	富士宮市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡
3級地－2	御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡、榛原郡、周智郡

※ 県外については、高校教育課に照会してください。

(b) 生活扶助基準、各種加算額、住宅扶助基準、教育扶助基準、医療・介護扶助基準

(a)の級地区分に応じ、月額につき別表1－1から別表1－4(P 30-33)のとおりとなっています。次ページの表に示す証明書類を徴し確認してください。

なお、入院又は入所している者がいる場合は、医療・介護扶助にその経費を計上するため、その者に係る生活扶助基準(1、2類費共)は計上することができませんので注意してください。

項 目		証 明 書 類 等
生活保護基準	障 害 者 加 算	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書の写し
	妊 婦 ・ 産 婦 加 算	母子健康手帳の写し (出産予定日又は出産日がわかるページ)
	住 宅 扶 助	契約書又は県営市営住宅家賃決定通知書の写し+領収書の写し
	教 育 扶 助	学校長の証明書又は学校からの通知の写し
	医 療 扶 助	医師の証明書又は診断書+医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写し
	介 護 扶 助	介護施設等が発行する領収書又は支払証明書の写し
年金、児童扶養手当受給者		最新の支払通知書又は支給額改定通知書の写し
保護者が失業中の場合		雇用保険受給資格者証の写し+本人からの申立書(失業に至った理由、求職活動の状況等を詳細に記載したもの)
主たる生計者となる者が傷病で就労していない場合		傷病手当金、休業(補償)給付等の支払通知書等の写し+医師の証明書又は診断書(取れない場合は申立書)
主たる生計者となる者が蒸発等所在不明である場合		証明書(証明書が出ない場合は申立書) ※捜索願が警察に出されている場合を原則とします。
離婚調停中の場合		離婚調停中である旨の申立書

※1 受給対象である年金及び各種手当等について、未申請や申請中により教育奨学金貸与申請時点において受給していない場合は、申立書等により事実確認をすること。

※2 申立書による場合は、時期、内容等が詳細に記載されていること。

※3 その他不明な点は、高校教育課に照会してください。

b 収入認定額

- ・収入認定額は、前年の収入金額又は過去3ヶ月の平均収入額(給与収入)、前年の確定申告額(事業収入)等を基に算定してください。
- ・計算過程において生じた1円未満の端数は切捨てるものとします。計算方法は、別表2(P34)を参照してください。
- ・世帯構成員全ての収入額を基に収入認定額を算定します。主たる家計支持者以外の収入を得ている者についても、証明書類が必要となりますので注意してください。

(a) 証明書類

次表に示す証明書類により確認してください。

区分	分類	証明書類
年額で算定する場合	給与収入 (勤労収入)	前年の年間分の収入金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の写し ・市町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書(課税証明書) ・最新の年金額改定通知書、児童扶養手当等の支給通知書等の写し ・生活保護決定通知書の写し <p style="text-align: right;">など</p>
	給与収入 以外の収入 (事業収入)	前年の年間分の所得金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の控え+青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の写し ・税務署等の受付印があるもの。 ・印がない場合は収入申告書を提出し、確定申告書の添付書類とする。この場合、収入申告書の「前3ヶ月分の平均」は、「過去1年間の収入額」と訂正し、収入総額欄には青色申告決算書又は収支内訳書の売上金額を、必要経費総額欄には売上原価及び経費の合計を記入する。 ・e-Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付する。 ・市区町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書(所得(課税)証明書) <p style="text-align: right;">など</p>
月収を基礎として年額を算定する場合	給与収入 (勤労収入)	収入金額及びその内容が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・給与証明書(要綱様式第2号) ・直近の3か月分の給与明細書+前年の賞与明細書の写し ・収入申告書(要綱様式第3号):上記により難しい場合のみ <p style="text-align: right;">など</p>
	給与収入 以外の収入 (仕送り等)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入申告書(実施要綱様式第3号)
	申請時点で 失業している 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の写し ・本人からの申立書(失業に至った経緯・求職の状況等を詳細に記載したもの) <p>※前年に収入があっても失業前の職業による収入は、収入金額に算入しないので注意してください。</p>
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・所得金額に1円単位未満の端数が生じたときは、その端数金額は切捨てます。 ・事業収入の場合において、売上(収入)金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合、その収入に係る所得金額は0円とします。

(b) 算定方法

イ 勤労収入

区 分	算定方法
年額で確認する場合	源泉徴収票、所得証明などの年間収入の12分の1を月収とする。
月額から年額を推計し確認する場合	過去3カ月の平均月額に、前年の賞与額の12分の1を加算する。

ロ 事業収入

確定申告総収入から必要経費を除いた額の12分の1で算定する。

(C) その他の収入の取扱い

イ 収入として扱うもの(月割で算定する。)

- ・ 恩給、年金、児童扶養手当（証明書類が必要。）
- ・ 失業により受け取る失業給付（証明書類が必要。）
- ・ 預貯金の取崩、借入金、教育費等仕送り(いずれも収入申告書に記載する。)

ロ 収入として取扱わないもの

- ・ 児童手当、子ども手当
- ・ 社会事業団体等から一時的に恵与される慈善的性質を有するもの
- ・ 冠婚葬祭等の場合の祝金、香典料等
- ・ 高等学校等の修学費に充てられる貸付金、恵与金
- ・ 本人の就労収入(全日制の生徒のみ。)

別表1-1 保護基準（2級地-1）

① 生活扶助基準（個人単位の飲食物）

1 類 費	
年齢区分	基準額
0～2歳	19,020円
3～5歳	23,980円
6～11歳	31,000円
12～19歳	38,290円
20～40歳	36,650円
41～59歳	34,740円
60～69歳	32,850円
70歳以上	29,430円

(注1) 年齢は、満年齢とする。

(注2) 4人の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とする。

② 生活扶助基準（世帯全体の家具什器・光熱水費）

2 類 費			
人員	基準額	人員	基準額
1人	40,700円	5人以上 1人増すごとに 加算する額	480円
2人	45,260円		
3人	50,300円		
4人	52,250円		

③ 各種加算額

加算できる対象者		基準額	
※ ◎ 障害者	障害者手帳1級と2級又は国民年金法施行令別表1級の者	24,970円	
	障害者手帳3級又は国民年金法施行令別表2級の者	16,650円	
※ 妊婦	妊娠 6か月未満	9,140円	
	妊娠 6か月以上	13,810円	
※ 産婦	出産の日の属する月から6か月	8,490円	
※ 母父子世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	◎1人の場合	21,640円
		2人の場合に加える額	1,720円
		3人以上の場合に加える額	1人につき870円

(注) ◎のものは、母父子加算に該当し、かつ、その母父等が障害者加算対象者に該当する場合、同一の者に重複加算できないので、2つ以上に該当する場合は、最も高い加算額の事項で算定すること。

※ 証明書類が必要。

④ 住宅扶助基準

基準額
48,000円以内 (7人以上の世帯 58,000円以内)

(注) 家賃、間代、地代についての加算額で証明書類が必要。ただし、共益費等は含まない。

⑤ 教育扶助基準

基準額	小学校	2,150円
	中学校	4,180円
学級費	小学校	600円
	中学校	770円
学習支援費	小学校	2,560円
	中学校	4,330円
※ 学校給食費	小学校	実費
	中学校	実費

(注) ※証明書が必要

⑥ 医療・介護扶助基準

※ 医療・介護費実費（継続的なもの）

(注) 1 医療費は、健康保険等による本人の個人負担分（支払った医療費の3割相当）又は家族の個人負担分（支払った医療費の3割相当）をいう。
2 介護費は、介護保険サービス等にかかる経費の本人負担分
3 年額の12分の1(月額平均)で算定する。 ※証明書類が必要

生活保護基準額 = ①+②+③+④+⑤+⑥

別表1-2 保護基準（2級地-2）

① 生活扶助基準（個人単位の飲食物）

1 類 費	
年齢区分	基準額
0～2歳	18,080円
3～5歳	22,790円
6～11歳	29,470円
12～19歳	36,400円
20～40歳	34,830円
41～59歳	33,030円
60～69歳	31,230円
70歳以上	28,300円

（注1）年齢は、満年齢とする。

（注2）4人の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とする。

②

生活扶助基準（世帯全体の家具什器・光熱水費）

2 類 費			
人員	基準額	人員	基準額
1人	38,690円	5人以上 1人増すごとに 加算する額	480円
2人	43,030円		
3人	47,830円		
4人	49,660円		

③ 各種加算額

加算できる対象者		基準額	
※ 障害者	障害者手帳1級と2級又は国民年金法施行令別表1級の者	24,970円	
	障害者手帳3級又は国民年金法施行令別表2級の者	16,650円	
※ 妊婦	妊娠 6か月未満	9,140円	
	妊娠 6か月以上	13,810円	
※ 産婦	出産の日の属する月から6か月	8,490円	
※ 母父子世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	◎ 1人の場合	21,640円
		2人の場合に加える額	1,720円
		3人以上の場合に加える額	1人につき870円

（注）◎のものは、母父子加算に該当し、かつ、その母父等が障害者加算対象者に該当する場合、同一の者に重複加算できないので、2つ以上に該当する場合は、最も高い加算額の事項で算定すること。

※ 証明書類が必要。

④ 住宅扶助基準

基準額
※ 48,000円以内 (7人以上の世帯 58,000円以内)

（注）家賃、間代、地代についての加算額で証明書類が必要。ただし、共益費等は含まない。

⑤ 教育扶助基準

基準額	小学校	2,150円
	中学校	4,180円
学級費	小学校	600円
	中学校	770円
学習支援費	小学校	2,560円
	中学校	4,330円
※ 学校給食費	小学校	実費
	中学校	実費

（注）※証明書類が必要

⑥ 医療・介護扶助基準

※ 医療・介護費実費（継続的なもの）

- （注）
- 1 医療費は、健康保険等による本人の個人負担分（支払った医療費の3割相当）又は家族の個人負担分（支払った医療費の3割相当）をいう。
 - 2 介護費は、介護保険サービス等にかかる経費の本人負担分
 - 3 年額の12分の1（月額平均）で算定する。 ※証明書類が必要

生活保護基準額 = ①+②+③+④+⑤+⑥

別表1-3 保護基準（3級地-1）

① 生活扶助基準（個人単位の飲食物）

1 類 費	
年齢区分	基準額
0～2歳	17,140円
3～5歳	21,610円
6～11歳	27,940円
12～19歳	34,510円
20～40歳	33,020円
41～59歳	31,310円
60～69歳	29,600円
70歳以上	26,520円

（注1）年齢は、満年齢とする。

（注2）4人の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とする。

② 生活扶助基準（世帯全体の家具什器・光熱水費）

2 類 費			
人員	基準額	人員	基準額
1人	36,670円	5人以上 1人増すごとに 加算する額	430円
2人	40,790円		
3人	45,330円		
4人	47,080円		

③ 各種加算額

加算できる対象者		基準額	
※ 障害者	障害者手帳1級と2級又は国民年金法施行令別表1級の者	23,100円	
	障害者手帳3級又は国民年金法施行令別表2級の者	15,400円	
※ 妊婦	妊娠 6か月未満	7,770円	
	妊娠 6か月以上	11,740円	
※ 産婦	出産の日の属する月から6か月	7,220円	
※ 母父子世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	◎1人の場合	20,020円
		2人の場合に加える額	1,610円
		3人以上の場合に加える額	1人につき800円

（注）◎のものは、母父子加算に該当し、かつ、その母父等が障害者加算対象者に該当する場合、同一の者に重複加算できないので、2つ以上に該当する場合は、最も高い加算額の事項で算定すること。

※ 証明書類が必要。

④ 住宅扶助基準

基準額
※ 48,300円以内 (7人以上の世帯 58,000円以内)

（注）家賃、間代、地代についての加算額で証明書類が必要。ただし、共益費等は含まない。

⑤ 教育扶助基準

基準額	小学校	2,150円
	中学校	4,180円
学級費	小学校	600円
	中学校	770円
学習支援費	小学校	2,560円
	中学校	4,330円
※ 学校給食費	小学校	実費
	中学校	実費

（注）※証明書類が必要

⑥ 医療・介護扶助基準

※ 医療・介護費実費（継続的なもの）

（注）1 医療費は、健康保険等による本人の個人負担分（支払った医療費の3割相当）又は家族の個人負担分（支払った医療費の3割相当）をいう。

2 介護費は、介護保険サービス等にかかる経費の本人負担分

3 年額の12分の1（月額平均）で算定する。 ※証明書類が必要

生活保護基準額 = ①+②+③+④+⑤+⑥

別表1-4 保護基準（3級地-2）

① 生活扶助基準（個人単位の飲食物）

1 類 費	
年齢区分	基準額
0～2歳	16,200円
3～5歳	20,420円
6～11歳	26,400円
12～19歳	32,610円
20～40歳	31,210円
41～59歳	29,590円
60～69歳	27,980円
70歳以上	25,510円

（注1）年齢は、満年齢とする。

（注2）4人の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯は、上表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とする。

生活扶助基準（世帯全体の家具什器・光熱水費）

②

2 類 費			
人員	基準額	人員	基準額
1人	34,660円	5人以上 1人増すごとに 加算する額	430円
2人	38,550円		
3人	42,850円		
4人	44,500円		

③ 各種加算額

加算できる対象者		基準額	
※ 障害者	障害者手帳1級と2級又は国民年金法施行令別表1級の者	23,100円	
	障害者手帳3級又は国民年金法施行令別表2級の者	15,400円	
※ 妊婦	妊娠 6か月未満	7,770円	
	妊娠 6か月以上	11,740円	
※ 産婦	出産の日の属する月から6か月	7,220円	
※ 母父子世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	◎ 1人の場合	20,020円
		2人の場合に加える額	1,610円
		3人以上の場合に加える額	1人につき800円

（注）◎のものは、母父子加算に該当し、かつ、その母父等が障害者加算対象者に該当する場合、同一の者に重複加算できないので、2つ以上に該当する場合は、最も高い加算額の事項で算定すること。

※ 証明書類が必要。

④ 住宅扶助基準

基準額
48,300円以内 （7人以上の世帯 58,000円以内）

（注）家賃、間代、地代についての加算額で証明書類が必要。ただし、共益費等は含まない。

⑤ 教育扶助基準

基準額	小学校	2,150円
	中学校	4,180円
学級費	小学校	600円
	中学校	770円
学習支援費	小学校	2,560円
	中学校	4,330円
※ 学校給食費	小学校	実費
	中学校	実費

（注）※証明書類が必要

⑥ 医療・介護扶助基準

※ 医療・介護費実費（継続的なもの）

（注）1 医療費は、健康保険等による本人の個人負担分（支払った医療費の3割相当）又は家族の個人負担分（支払った医療費の3割相当）をいう。
2 介護費は、介護保険サービス等にかかる経費の本人負担分
3 年額の12分の1（月額平均）で算定する。 ※証明書類が必要

生活保護基準額 = ①+②+③+④+⑤+⑥

収入認定額の計算方法

<p>収入額が一定 (年額で算定する場合)</p>	<p>①収入額 前年の収入額(給与総額)の1/12の額</p> <p>②実費控除額 公租公課(所得税、地方税、社会保険料、雇用保険料、介護保険料等)、通勤手当、従業員全員が徴収される労働組合費</p>																																																																																																																											
<p>給与収入</p>	<p style="text-align: center;">令和4年分 給与と所得の源泉徴収票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支払を受ける者</td> <td style="width: 35%;">住所又は届出所 静岡市委区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号</td> <td style="width: 15%;">氏名 [フリガナ] シズオカ ハナコ [姓・氏名] 静岡 華子</td> <td style="width: 35%;">[受給者番号]</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="border: 2px solid red;">① 1,620,055</td> <td>給与所得控除後の金額 970,000</td> <td>所得控除の額の合計額 645,491</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid red;">② 25,900</td> </tr> </table>	支払を受ける者	住所又は届出所 静岡市委区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号	氏名 [フリガナ] シズオカ ハナコ [姓・氏名] 静岡 華子	[受給者番号]	給与	① 1,620,055	給与所得控除後の金額 970,000	所得控除の額の合計額 645,491	賞与			② 25,900																																																																																																															
支払を受ける者	住所又は届出所 静岡市委区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号	氏名 [フリガナ] シズオカ ハナコ [姓・氏名] 静岡 華子	[受給者番号]																																																																																																																									
給与	① 1,620,055	給与所得控除後の金額 970,000	所得控除の額の合計額 645,491																																																																																																																									
賞与			② 25,900																																																																																																																									
<p>収入額が一定でない (月収を基礎として 年額を算定する場合)</p>	<p>①収入額 過去3ヵ月の平均額+前年の賞与明細書額の1/12の額</p> <p>②実費控除額 公租公課(所得税、地方税、社会保険料、雇用保険料、介護保険料等)、通勤手当、従業員全員が徴収される労働組合費</p>																																																																																																																											
<p>事業収入</p>	<p>①収入額 確定申告総収入額の1/12の額</p> <p>②実費控除額 租税公課、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃、※専従者給与</p> <div style="text-align: center;"> <p>□年分所得税青色申告決算書(一般用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>住所</td> <td>フリガナ</td> <td>① 住所所在地</td> </tr> <tr> <td>事業所所在地</td> <td>電話番号</td> <td>② 住居地(名称)</td> </tr> <tr> <td>業種名</td> <td>加入健康保険</td> <td>③ 電話番号</td> </tr> </table> <p>年月日 損益計算書(自□月□日至□月□日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(円)</th> <th>科目</th> <th>金額(円)</th> <th>科目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上(収入)金額(雑収入を含む)</td> <td></td> <td>① 消耗品費</td> <td></td> <td>① 雑引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 前払品(製品)</td> <td></td> <td>② 減価償却費</td> <td></td> <td>② 繰上返済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 仕入金額(製品)</td> <td></td> <td>③ 福利厚生費</td> <td></td> <td>③ ④ 年従業員給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 小計(②+③)</td> <td></td> <td>④ 給料賞与</td> <td></td> <td>④ ⑤ 雑引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 期末高価(製品)</td> <td></td> <td>⑤ 外注工賃</td> <td></td> <td>⑤ ⑥ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 期末低価(製品)</td> <td></td> <td>⑥ 利子割引料</td> <td></td> <td>⑥ ⑦ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 差引金額</td> <td></td> <td>⑦ 地代家賃</td> <td></td> <td>⑦ ⑧ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 租税公課</td> <td></td> <td>⑧ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑧ ⑨ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ ⑩ 修繕費</td> <td></td> <td>⑨ ⑩ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑨ ⑩ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ ⑪ 燃料費</td> <td></td> <td>⑩ ⑪ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑩ ⑪ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪ ⑫ 水道光熱費</td> <td></td> <td>⑪ ⑫ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑪ ⑫ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ ⑬ 旅費交通費</td> <td></td> <td>⑫ ⑬ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑫ ⑬ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ ⑭ 通信費</td> <td></td> <td>⑬ ⑭ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑬ ⑭ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭ ⑮ 広告宣伝費</td> <td></td> <td>⑭ ⑮ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑭ ⑮ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮ ⑯ 接待交際費</td> <td></td> <td>⑮ ⑯ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑮ ⑯ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯ ⑰ 損害保険料</td> <td></td> <td>⑰ ⑰ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑰ ⑰ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰ ⑱ 修繕費</td> <td></td> <td>⑱ ⑱ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑱ ⑱ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱ ⑲ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑲ ⑲ 雑引金額</td> <td></td> <td>⑲ ⑲ 青色申告特別控除額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	住所	フリガナ	① 住所所在地	事業所所在地	電話番号	② 住居地(名称)	業種名	加入健康保険	③ 電話番号	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	売上(収入)金額(雑収入を含む)		① 消耗品費		① 雑引当金		② 前払品(製品)		② 減価償却費		② 繰上返済		③ 仕入金額(製品)		③ 福利厚生費		③ ④ 年従業員給与		④ 小計(②+③)		④ 給料賞与		④ ⑤ 雑引当金		⑤ 期末高価(製品)		⑤ 外注工賃		⑤ ⑥ 青色申告特別控除額		⑥ 期末低価(製品)		⑥ 利子割引料		⑥ ⑦ 青色申告特別控除額		⑦ 差引金額		⑦ 地代家賃		⑦ ⑧ 青色申告特別控除額		⑧ 租税公課		⑧ 雑引金額		⑧ ⑨ 青色申告特別控除額		⑨ ⑩ 修繕費		⑨ ⑩ 雑引金額		⑨ ⑩ 青色申告特別控除額		⑩ ⑪ 燃料費		⑩ ⑪ 雑引金額		⑩ ⑪ 青色申告特別控除額		⑪ ⑫ 水道光熱費		⑪ ⑫ 雑引金額		⑪ ⑫ 青色申告特別控除額		⑫ ⑬ 旅費交通費		⑫ ⑬ 雑引金額		⑫ ⑬ 青色申告特別控除額		⑬ ⑭ 通信費		⑬ ⑭ 雑引金額		⑬ ⑭ 青色申告特別控除額		⑭ ⑮ 広告宣伝費		⑭ ⑮ 雑引金額		⑭ ⑮ 青色申告特別控除額		⑮ ⑯ 接待交際費		⑮ ⑯ 雑引金額		⑮ ⑯ 青色申告特別控除額		⑯ ⑰ 損害保険料		⑰ ⑰ 雑引金額		⑰ ⑰ 青色申告特別控除額		⑰ ⑱ 修繕費		⑱ ⑱ 雑引金額		⑱ ⑱ 青色申告特別控除額		⑱ ⑲ 雑引金額		⑲ ⑲ 雑引金額		⑲ ⑲ 青色申告特別控除額	
住所	フリガナ	① 住所所在地																																																																																																																										
事業所所在地	電話番号	② 住居地(名称)																																																																																																																										
業種名	加入健康保険	③ 電話番号																																																																																																																										
科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)																																																																																																																							
売上(収入)金額(雑収入を含む)		① 消耗品費		① 雑引当金																																																																																																																								
② 前払品(製品)		② 減価償却費		② 繰上返済																																																																																																																								
③ 仕入金額(製品)		③ 福利厚生費		③ ④ 年従業員給与																																																																																																																								
④ 小計(②+③)		④ 給料賞与		④ ⑤ 雑引当金																																																																																																																								
⑤ 期末高価(製品)		⑤ 外注工賃		⑤ ⑥ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑥ 期末低価(製品)		⑥ 利子割引料		⑥ ⑦ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑦ 差引金額		⑦ 地代家賃		⑦ ⑧ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑧ 租税公課		⑧ 雑引金額		⑧ ⑨ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑨ ⑩ 修繕費		⑨ ⑩ 雑引金額		⑨ ⑩ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑩ ⑪ 燃料費		⑩ ⑪ 雑引金額		⑩ ⑪ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑪ ⑫ 水道光熱費		⑪ ⑫ 雑引金額		⑪ ⑫ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑫ ⑬ 旅費交通費		⑫ ⑬ 雑引金額		⑫ ⑬ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑬ ⑭ 通信費		⑬ ⑭ 雑引金額		⑬ ⑭ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑭ ⑮ 広告宣伝費		⑭ ⑮ 雑引金額		⑭ ⑮ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑮ ⑯ 接待交際費		⑮ ⑯ 雑引金額		⑮ ⑯ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑯ ⑰ 損害保険料		⑰ ⑰ 雑引金額		⑰ ⑰ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑰ ⑱ 修繕費		⑱ ⑱ 雑引金額		⑱ ⑱ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
⑱ ⑲ 雑引金額		⑲ ⑲ 雑引金額		⑲ ⑲ 青色申告特別控除額																																																																																																																								
<p>その他</p>	<p>①収入額：恩給、年金等の場合は平均月割額</p> <p>②実費控除額：財産収入の場合の家屋修理費、地代、機械器具の修理費等</p>																																																																																																																											

③ 勤労控除

勤労収入及び事業収入の金額のみが対象です。(児童扶養手当や年金等は対象外)

収入金額別区分	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1 人 目	2 人目以降	1 人 目	2 人目以降	1 人 目	2 人目以降
円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000
8,001 ~ 8,339	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000
8,340 ~ 11,999	8,340	8,000	8,340	8,000	8,339	8,000
12,000 ~ 15,999	9,030	8,000	9,030	8,000	8,340	8,000
16,000 ~ 19,999	9,720	8,260	9,720	8,260	9,030	8,000
20,000 ~ 23,999	10,410	8,850	10,410	8,850	9,720	8,260
24,000 ~ 27,999	11,100	9,440	11,100	9,440	10,410	8,850
28,000 ~ 31,999	11,780	10,010	11,780	10,010	11,100	9,440
32,000 ~ 35,999	12,470	10,600	12,470	10,600	11,780	10,010
36,000 ~ 39,999	13,160	11,190	13,160	11,190	12,470	10,600
40,000 ~ 43,999	13,850	11,770	13,850	11,770	13,160	11,190
44,000 ~ 47,999	14,540	12,360	14,540	12,360	13,850	11,770
48,000 ~ 51,999	15,220	12,940	15,220	12,940	14,540	12,360
52,000 ~ 55,999	15,910	13,520	15,910	13,520	15,220	12,940
56,000 ~ 59,999	16,600	14,110	16,600	14,110	15,910	13,520
60,000 ~ 63,999	17,290	14,700	17,290	14,700	16,600	14,110
64,000 ~ 67,999	17,980	15,280	17,980	15,280	17,290	14,700
68,000 ~ 71,999	18,660	15,860	18,660	15,860	17,980	15,280
72,000 ~ 75,999	19,350	16,450	19,350	16,450	18,660	15,860
76,000 ~ 79,999	20,040	17,030	20,040	17,030	19,350	16,450
80,000 ~ 83,999	20,730	17,620	20,730	17,620	20,040	17,030
84,000 ~ 87,999	21,420	18,210	21,420	18,210	20,730	17,620
88,000 ~ 91,999	22,100	18,790	22,100	18,790	21,420	18,210
92,000 ~ 95,999	22,790	19,380	22,790	19,380	22,100	18,790
96,000 ~ 99,999	23,480	19,970	23,480	19,970	22,790	19,380
100,000 ~ 103,999	24,170	20,560	24,170	20,560	23,480	19,970
104,000 ~ 107,999	24,860	21,150	24,860	21,150	24,170	20,560
108,000 ~ 111,999	25,550	21,740	25,550	21,740	24,860	21,150
112,000 ~ 115,999	26,240	22,330	26,240	22,330	25,550	21,740
116,000 ~ 119,999	26,930	22,920	26,930	22,920	26,240	22,330
120,000 ~ 123,999	27,620	23,510	27,620	23,510	26,930	22,920
124,000 ~ 127,999	28,310	24,100	28,310	24,100	27,620	23,510
128,000 ~ 131,999	29,000	24,690	29,000	24,690	28,310	24,100
132,000 ~ 135,999	29,690	25,280	29,690	25,280	29,000	24,690
136,000 ~ 139,999	30,380	25,870	30,380	25,870	29,690	25,280
140,000 ~ 143,999	31,070	26,460	31,070	26,460	30,380	25,870
144,000 ~ 147,999	31,760	27,050	31,760	27,050	31,070	26,460
148,000 ~ 151,999	32,450	27,640	32,450	27,640	31,760	27,050
152,000 ~ 155,999	33,140	28,230	33,140	28,230	32,450	27,640
156,000 ~ 159,999	33,830	28,820	33,830	28,820	33,140	28,230
160,000 ~ 163,999	34,520	29,410	34,520	29,410	33,830	28,820
164,000 ~ 167,999	35,210	30,000	35,210	30,000	34,520	29,410
168,000 ~ 171,999	35,900	30,590	35,900	30,590	35,210	30,000
172,000 ~ 175,999	36,590	31,180	36,590	31,180	35,900	30,590
176,000 ~ 179,999	37,280	31,770	37,280	31,770	36,590	31,180
180,000 ~ 183,999	37,970	32,360	37,970	32,360	37,280	31,770
184,000 ~ 187,999	38,660	32,950	38,660	32,950	37,970	32,360
188,000 ~ 191,999	39,350	33,540	39,350	33,540	38,660	32,950
192,000 ~ 195,999	40,040	34,130	40,040	34,130	39,350	33,540
196,000 ~ 199,999	40,730	34,720	40,730	34,720	40,040	34,130
200,000 ~ 203,999	41,420	35,310	41,420	35,310	40,730	34,720
204,000 ~ 207,999	42,110	35,900	42,110	35,900	41,420	35,310
208,000 ~ 211,999	42,800	36,490	42,800	36,490	42,110	35,900
212,000 ~ 215,999	43,490	37,080	43,490	37,080	42,800	36,490
216,000 ~ 219,999	44,180	37,670	44,180	37,670	43,490	37,080
220,000 ~ 223,999	44,870	38,260	44,870	38,260	44,180	37,670
224,000 ~ 227,999	45,560	38,850	45,560	38,850	44,870	38,260
228,000 ~ 231,999	46,250	39,440	46,250	39,440	45,560	38,850
232,000 ~ 235,999	46,940	40,030	46,940	40,030	46,250	39,440
236,000 ~ 239,999	47,630	40,620	47,630	40,620	46,940	40,030
240,000 ~	48,320	41,210	48,320	41,210	47,630	40,620

- 1 勤労収入、事業収入を得ている者についてのみ勤労控除を適用すること。
- 2 世帯員が2人以上就労している場合は、収入額の最も多い者について1人目の欄を適用し、その他の者については2人目以降の欄を適用すること。
- 3 新規就労控除は、月額 10,300円、未成年者控除は月額 11,600円とすること。(双方に該当するときは重複して控除できる。)

収入認定額

II

①-②-③

※ 新規就労控除とは、学校等を卒業した者及び3年間以上の間、職業に従事していなかった者が継続性のある職業に従事した場合で、控除できる期間は新規就労後6ヵ月間。

記入例 1 教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）

②保護者住所・氏名以外は必ず申請者（生徒本人）が記入。

貸与申請書の右上に学校の収受日付印を押印すること。

学校に提出された日が記入されているか。

住所が省略されることなく、正確に記入されているか。
(アパートなどの場合、アパート名、室番まで記入する。)

保護者により記入されているか。

貸与申請する教育奨学金の種別が○で囲まれているか。

各欄ともいずれか一つを選択し、正しく○で囲まれているか。

- ・申請者（生徒）の視点で家庭状況、収入の状況、学業への意欲、将来の夢、取りたい資格等を詳細に記入されているか。【※重要】
- ・記載内容が生活資金ではなく奨学金の貸与を受けようとする理由として理解できるものか。
※「収入が少ないため」「片親のため」「生活が苦しいため」等だけでは受理できません。
なお、記載内容が少ない場合は、再度記載していただきます。

- ・いずれかを○で囲んであるか。
- ・申請日時点で借用・受給の内定・決定を受けているものがあるか確認。ある場合は、名称を記入。
※特に、併用できない母子父子寡婦福祉資金に注意

様式第1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育奨学金貸与申請書(予約採用希望者用)

5年11月2日 受付 05.11.20 学校 収受日付印

静岡県知事 山崎 平太 様

〒420-0000 静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号 しずおか じろう 静岡 次郎 (平成20年5月5日生)

電話番号 054 (221) 0000

〒420-0000 静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号 しずおか たらう 静岡 太郎 (昭和43年8月8日生)

電話番号 054 (221) 0000

保護者

教育奨学金(教育資金・奨学金)の貸与の予約を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在 中 学 校	名 称	静岡市立追手町中学校	
進 高 等 学 校 希 望 等 希 望 する	学 年 月	令和3年 4月	
	卒業予定年月	令和6年 3月	
	学 校 種 別	国公立	※ 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・
	通 学 方 法	私立	特別支援学校高等部・専修学校高等課程
		※ 自宅通学	自宅外通学
	貸与を受けようとする期間	令和6年 4月～ 7年 3月	
	貸与を受けようとする理由	<p>1 家庭事情について(詳細に記入) 父親の勤めていた会社が令和4年10月に倒産し、その後職は見つかったものの勤務日が少ないため収入が激減しました。母親もパートで勤務日数が少ないため家計がとてつもなく厳しく、両親の収入だけでは東京の短大に在学している姉をはじめとする4人の学費はとてつもなく賅えない状況です。</p> <p>2 学業への意欲について(目標、進路希望等) 私は、母が祖母の介護をしている姿を見て、自分も人を助けるようなことをしたいと思うようになり、将来は介護関係の仕事に就きたいと考えようになりました。 そのためには高校を卒業し、福祉系の大学へ進学して介護関係の仕事に就くために必要となる専門的なことを学ぶとともに、介護士や社会福祉士の資格を取得して将来に活かしたいと考えています。 自分の夢の実現に向けて、安心して勉学に励めるように教育奨学金の貸与を希望します。</p>	
	他の修学資金等借用予定の有無	※ 有 (名称:) 無	

(注) 1 受けようとする教育奨学金(教育資金か奨学金のどちらか)を○で囲むこと。
2 保護者の住所、氏名、生年月日及び電話番号は、申請者が未成年の場合に記入すること。
3 ※印欄は、該当のものを○で囲むこと。

記入例2 家計等調書（教育資金）（表面）

㊟ 必ず申請者（生徒本人）が記入。

給与所得の場合

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おみてハイツ4号	氏名 シスオカ ハナコ 静岡 華子	受給者番号 氏名 (フリガナ) (役職・氏名)
給与 賞与 1,620,055	給与所得控除後の金額 970,000	所得控除の額の合計 645,491
源泉徴収税額 25,900		

万円未満切捨

給与所得以外の場合

静岡 税務署長 令和 04 年分の所得税の 確定 申告書B

住所 **静岡市葵区追手町1丁目2-3おみてハイツ4** (静岡市葵区 静岡市税務署 5-3-1 総務課)

氏名 **静岡 太郎** (フリガナ シス オカ タロウ)

職業 **食品販売** (静岡商店) 世帯主の氏名 **静岡 太郎** (本人)

生年月日 **3/4/30** (08/08) 電話番号 **054-221-0000**

収入金額等	事業等	ア	9846236
所得金額	事業等	①	2314731
	事業等	②	
	不動産	③	
	子	④	
	当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
総合譲渡一時	⑧		
合計	⑨		2314731

- 記載対象者について
同居・別居、親族・親族以外を問わず同一生計を営む者全員を記載。
- 所得の種類について
次の例によりそれぞれ別段に記載。
給料、俸給、賃金、役員報酬、国民年金、厚生年金、恩給、生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険傷病手当金、事業所得（商業、工業、林業、水産業、農業）など
- 年収について
源泉徴収票や確定申告書以外で証明する場合
(1) 証明書類が年間分の場合 → 証明書類の金額を転記
(2) それ以外の場合 → 申請月の直近3ヶ月に働いて得た収入等の平均月額×12月分を記入
- 学校種別について
小・中・高には、特別支援学校の小学部、中学部、高等部をそれぞれ含む。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

家計等調書

1 家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載し、該当するものを○で囲むこと。）

続柄	氏名	年齢	所得の種類	全収入額（年収） （税込） 円
父	静岡 太郎	55	自営業	231
母	静岡 華子	50	給与	162
祖母	富 静子	76	年金	90

・主たる家計支持者1人の続柄を○で囲むこと。
・同一人で2種類以上の所得がある場合は、取を分けて記入すること。

続柄	氏名	設置者	学校種別	通学別
本人	静岡 次郎	国公立	中・高・専修(高等)	自宅 自宅外
姉	静岡 夏海	国公立	小・中・高・高等・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅 自宅外
兄	静岡 一郎	国公立	小・中・高・高等・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅 自宅外
妹	静岡 優子	国公立	小・中・高・高等・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅 自宅外

2 家族の状況（該当するものを○で囲むこと。）

ア	母子・父子世帯
イ	障害のある人がいる世帯
ウ	主たる家計支持者が別居している世帯
エ	長期に療養を必要とする人がいる世帯
オ	火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯

イ～オに該当する場合には、必要書類を添付（P15～17参照）

記入例2 家計等調書（教育資金）（裏面）

「緊急採用」ではないため、記載不要

対象生徒の成績の評定平均値を記載。

いずれかを○で囲む。

対象生徒の学校生活や学業への意欲等の中で、特に着目すべき事柄を所見として記載する。
※記入者名の記入漏れが多いので注意

教育奨学金は、勉学への意欲や学校内外での生活態度など、教育奨学生としてふさわしいことが重要です。（しおりP3の目的・心得を参照）
教育奨学生としてふさわしい生徒であることを学校長の責任のもと確認し、記載・押印をお願いします。

(裏)

3 緊急採用

・家計急変の理由（該当するものを○で囲むこと。）

ア	家計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職
イ	家計支持者が死亡又は離別
ウ	家計支持者に対する破産手続開始の決定
エ	病気、事故、会社が倒産又は経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少
オ	火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少

・理由発生年月
年 月

(注) 太線内を記入し、3については、該当する場合に記入すること。

学習成績（5段階）の評定平均値	3.6	(注) 学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従ってよい。
緊急採用の場合	学力基準に合致しているものと確認します。	

人物

ア	特に優れてる	(注) いずれかを○で囲むこと。
イ	優れている	
ウ	適している	
エ	努力がいる	
オ	かなり努力がいる	

所見

特記すべきことを記入する。	所見記入者名	浜田 松子
---------------	--------	--------------


申請者の静岡次郎はテニス部で主将として活躍した。責任感が強く他の部員に対し厳しくあたることもあったが部員からの信頼は厚かった。ときに練習に熱心なあまり学業の成績が停滞した時期もあったが、引退後は目標である福祉関係への就職を目指し、高校への進学に向けて授業にも真剣に取り組んでおり、最近の成績向上ぶりは著しい。

この生徒は、教育奨学生として貸与の条件に合致していることを確認します。

令和 4 年 11 月 2 日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県立追手町中学校長 富士伊豆男



記入例3 家計調書（奨学金）

給与所得の場合

1円単位まで記入

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
	静岡県葵区追手町1丁目2番3号 おみてハイツ4号	シスオカ ハナコ 静岡 華子	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計
給与賞与	1,620,055	970,000	645,491
源泉徴収税額			25,900

注 必ず申請者（生徒本人）が記入。

様式第2号の2（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

家計調書 確定申告書所得金額

1 家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載すること。）

氏名	続柄	年齢	職業・学校(学年)	収入		学校給食費の支出	世帯分離対象者
				有無	年収		
静岡次郎 (H20年5月5日生)	本人	15	静岡県立追手町中学校3年	有	無	有	無
静岡太郎 (S43年8月8日生)	父	55	自営業	有	無	2,314,731	有
静岡華子 (S48年6月6日生)	母	50	会社員	有	無	1,620,055	有
静岡夏海 (H15年7月7日生)	姉	20	追手町短期大学2年	有	無		有
静岡一郎 (H17年4月8日生)	兄	18	静岡県立追手町高等学校3年	有	無		有
静岡優子 (H22年8月24日生)	妹	13	静岡県立追手町中学校1年	有	無		有
富静子 (S22年8月25日生)	祖母	76	無職	有	無	900,000	有

- 記載対象者について
同居・別居、親族・親族以外を問わず同一生計を営む者全員を記載。
ただし、中学校又は高校卒業後、進学も就職していない者及び高校卒業後進学した者は「世帯分離者」に○を付け、収入状況確認表には入力しない。
- 年収について
 - 生活保護世帯
→年間の保護費を記入（収入に関する証明書類の添付は不要）
 - 主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免
→所得（課税）証明書等の給与収入額（一番多い数字）の金額を転記
 - 上記以外で源泉徴収票や確定申告書以外で証明する場合
 - 証明書類が年間分の場合
→証明書類の金額を転記
 - それ以外の場合
→申請月の直近3ヶ月に働いて得た収入の平均月額×12月分を記入
- 学校給食費について
小学生・中学生で学校給食がある場合は、「学校給食費の支出」に○を付け、給食費に関する証明書類を添付。

・小学生中学生で学校給食がある場合には、「有」に○をし、必要書類を添付（P25「教育扶助」参照）
・生年月日は必ず記入すること

世帯分離者に○を付ける。
・中学校を卒業した後、進学若しくは就労していない者
・18歳以上で大学等に在学中、浪人中、就労していない者（夜間定時制高校に在学、就労している夜間大学生は除く）
・正式に離婚していないが、別居又は実質的に離婚しているような状態にあり、家計を別にして
いる者 など

2 恩給・年金等による収入（該当するものを○で囲むこと。）

有無 国民年金・厚生年金・恩給・児童扶養手当

3 妊婦、産婦、障害者

有無 妊婦

該当する場合は、必要書類を添付（P26参照）

4 医療費、介護費（該当するものを○で囲むこと。）

有無 医療費の支出・介護費の支出

5 住宅の状況（該当するものを○で囲むこと。）

持家・ 借家・借間

契約書又は県営市営住宅家賃決定通知書+領収書の写しを添付

記入例 4 口座振込依頼書（委任状）

⑧ 必ず申請者（生徒本人）が記入。

様式第5号（第4条、第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

口座振込依頼書
（委任状）

令和 5 年 11 月 2 日

静岡県知事 川勝 平太 様

郵便番号 420-0000
住 所 静岡市葵区追手町1丁目2-3
おおてハイツ4号

申請者（フリガナ） シスオカ ジロウ
氏 名 静岡 次郎
電話番号 054 (221) 0000

下記のとおり教育奨学金の口座振込を依頼します。
（教育奨学金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。）

振込先金融機関名	※1	銀行	店
		シスオカ	金庫 追手町支
預貯金種別	※2	普通預金	
振込先口座	預貯金口座番号	1234567	
口座名義人	フリガナ	シスオカ ジロウ	
	氏 名	静岡 次郎	
	郵便番号	420-0000	
	住 所	静岡市葵区追手町1丁目2-3 おおてハイツ4号	
	電話番号	054 (221) 0000	

※1 正確な金融機関名を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
※2 預貯金種別が普通預金であることを確認の上、○で囲んでください。

スタンプ印使用不可

学校に提出された日が記入されているか。
（県外の学校に在学する方は、県に送付する日を記入する。）

- 申請者（生徒）について記入されているか。（保護者不可）
- 住所が省略されることなく、正確に記入されているか。（アパートなどの場合、アパート名、室番まで記入する。）
- 印鑑が押印されているか。（銀行印でなくてもよい。）

- 金融機関名が正しく記入されているか。
- 振込先の預金種別が[普通預金]であるか

○で囲まれているか。

7ケタの数字が記載されているか。
（8桁、6桁以下の記入は記入誤りとなります。）

- 原則、申請者（生徒）名義の口座となっているか。
生徒口座がない場合は、保護者等の口座でも可

《第5 貸与規則・要綱》

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（本文）

（目的）

第1条 この規則は、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して貸与する高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金について必要な事項を定め、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（法第66条の後期課程に限る。）、高等専門学校及び特別支援学校（法第76条第2項の高等部に限る。）

（以下それぞれ「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校」及び「特別支援学校高等部」という。）並びに法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程（以下「専修学校高等課程」という。）をいう。

2 この規則において「教育資金」とは、優れた生徒であって経済的理由により修学が困難なものに対して貸与する高等学校等教育資金をいう。

3 この規則において「奨学金」とは、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対して貸与する高等学校等奨学金をいう。

4 この規則において「教育奨学金」とは、教育資金及び奨学金をいう。

5 この規則において「保護者」とは、法第16条に規定する保護者をいう。

（教育資金の貸与）

第3条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教育資金を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 中学校（法第1条に規定する中学校、義務教育学校（法第49条の5の後期課程に限る。）、中等教育学校（法第66条の前期課程に限る。）及び特別支援学校（法第76条第1項の中学部に限る。）をいう。以下同じ。）における最終学年において、高等学校等（高等専門学校を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの

イ 高等学校等に在学している者

(3) その者の属する世帯の生計を主として維持している者（以下「主たる家計支持者」という。）の全収入額（年収）から知事が別に定めるところにより算出した金額が、別表の左欄に掲げる世帯人員の区分に応じ同表の右欄に掲げる収入基準額以下である者。ただし、前号イに該当する者であって、主たる家計支持者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病气若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変した世帯に属するもの（以下「緊急採用希望者」という。）にあっては、この限りでない。

(4) 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

(5) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(6) 学習成績の評定について知事が別に定める基準に該当する者。ただし、緊急採用希望者にあっては、この限りでない。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による修学資金（次条第1項第5号において「母子父子寡婦修学資金」という。）、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）の規定による修学資金（同号において「定通制修学資金」という。）若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていない者

2 教育資金は、無利息とする。

（奨学金の貸与）

第4条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学金を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 中学校における最終学年において、高等学校等（特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの

イ 高等学校等に在学している者

(3) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた世帯に属する者

イ 主たる家計支持者について地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた者

ウ 主たる家計支持者について地方税法第323条の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免された者

エ その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であって、同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と知事が認定した者

(4) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(5) 母子父子寡婦修学資金、定通制修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は教育資金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていない者

2 奨学金は、無利息とする。

（貸与の金額等）

第5条 貸与する教育奨学金の額は、次の表のとおりとする。

区 分		月 額	
		教育資金	奨学金
国立又は公立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	18,000円	18,000円
	自宅外通学のとき	23,000円	23,000円
私立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	30,000円	30,000円
	自宅外通学のとき	35,000円	35,000円

2 住所の変更、転学その他の理由により前項の表の該当する区分に変更を生じたときは、当該変更の生じた日の属する月の翌月から教育奨学金の額を変更するものとする。

3 教育奨学金は、次の表の左欄に掲げる月の分を同表の右欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4月から6月まで	6月
7月及び8月	8月
9月及び10月	10月
11月及び12月	12月
1月から3月まで	2月

4 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により貸与の決定を受けた者にあっては、4月分を4月に貸与し、5月分及び6月分を6月に貸与するものとする。

5 教育奨学金の貸与期間は1年とし、引き続き貸与を受けることができる。ただし、高等学校等の正規の修業年限(定時制課程又は通信制課程の場合は4年)を超えては貸与しないものとする。

6 教育奨学金は、教育奨学金の貸与を受けようとする者が同一学年を重ねて履修するときは、貸与しないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けなかった期間については、この限りでない。

(貸与の申請)

第6条 教育奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に、知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 中学校における最終学年において、高等学校等に進学を希望する者(以下「予約採用希望者」という。)様式第1号による教育奨学金貸与申請書(予約採用希望者用)及び様式第2号による家計等調書(教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。)又は様式第2号の2による家計調書(奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。)

(2) 高等学校等に在学している者(以下「在学採用希望者」という。)様式第1号の2による教育奨学金貸与申請書(在学採用希望者用)及び様式第2号による家計等調書(教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。)又は様式第2号の2による家計調書(奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。)

(継続貸与の申請)

第7条 前条(第1号を除く。)の規定は、第5条第5項の規定により引き続き貸与を受けようとする場合に準用する。ただし、教育資金の貸与を受けている者(緊急採用希望者であって第9条第2項の貸与の決定(教育資金に係るものに限る。)を受けたものが、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとする場合においては、同条の決定を受けた日の属する年度の末日において、第3条第1項第3号ただし書に規定する事由の発生後1年を経過していない者に限る。)が、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとするときは、様式第3号による教育資金貸与継続申請書及び様式第4号による家計等調書(教育資金貸与継続用)を知事が別に定めるところにより、知事に提出することで足りる。

(予約採用希望者に係る貸与の内定等)

第8条 知事は、第6条の規定により予約採用希望者から申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により内定を受けた者は、高等学校等に入学したときは、様式第5号による高等学校等入学届にその事実を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第9条 知事は、前条第2項の規定により届出が提出されたときは、内定を受けた者について、高等学校等への入学を確認して貸与の可否を決定し、その旨を届出者に通知するものとする。

2 知事は、第6条(第1号を除く。)及び第7条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出等)

第10条 前条の規定により教育奨学金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人を2人立て、様式第6号による誓約書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、教育奨学金の貸与の決定を受けた者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の保護者でなければならない。

3 教育奨学金の貸与を受けている者(以下「教育奨学生」という。)又は受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第7号による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第11条 知事は、教育奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 第3条第1項各号(第3号を除く。)又は第4条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽その他不正な方法により教育奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

(3) 教育奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) その他教育奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、教育奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで教育奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された教育奨学金があるときは、その教育奨学金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第12条 教育奨学生は、前条第1項の規定により教育奨学金の貸与契約を解除されたとき、又は教育奨学金の貸与期間(第5条第5項本文の規定により引き続いて貸与を受ける場合にあっては当該引き続いた期間をいう。)が満了したときは、直ちに様式第8号による借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還)

第13条 教育奨学金の貸与を受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第11条第1項の規定により教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、それらの理由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、卒業までの期間又は貸与契約が解除されるまでの期間を通じて教育資金のみの貸与を受けた者(次項において単に「教育資金のみの貸与を受けた者」という。)にあっては14年以内に、その他の者にあっては14年以内又は20年以内に、月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより、知事が別に定める日までに貸与を受けた教育奨学金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 教育資金のみの貸与を受けた者の返還する額は、年額にして、貸与を受けた教育資金の額に応じ知事が別に定める額を下回ってはならない。

3 第1項の規定により教育奨学金の返還をしなければならない者(次条の規定により返還債務の履行を猶予された者を除く。)は、その理由が生じた日(同条の規定により返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日)から起算して15日以内に様式第9号による返還明細書を知事に提出しなければならない。返還する方法又は1回当たりの返還する額を変更する場合も同様とする。

4 前3項の規定にかかわらず、第11条第1項第2号の規定により教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、教育奨学金の貸与を受けた者は、貸与を受けた教育奨学金の全額を、知事が別に定める日までに返還しなければならない。この場合において、次条及び第15条の規定は適用しない。

(返還の猶予)

第14条 知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の返還債務(履行期の到来していない部分に限る。)の履行を猶予することができる。

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、法第1条に規定する大学又は法第82条の2に規定する専修学校に在学しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により教育奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。

2 前項第2号の規定による返還債務の履行の猶予の期間は1年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

3 教育奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第10号による教育奨学金返還猶予申請書に第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第15条 知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により労働能力を喪失し教育奨学金を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学金の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。

2 知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有し、教育奨学金を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学金の返還債務の4分の3以内を免除するものとする。

<p>3 教育奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第11号による教育奨学金返還債務免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第16条 教育奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく教育奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を納付しなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第17条 教育奨学生又は教育奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は氏名を変更したとき。 様式第12号による住所(氏名)変更届</p> <p>(2) 休学し、復学し、又は退学したとき。 様式第13号による休学(復学、退学)届</p> <p>(3) 転学したとき。 様式第14号による転学届</p> <p>(4) 停学又は退学の処分を受けたとき。 様式第15号による停学(退学)処分届</p> <p>(5) 教育奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。 様式第16号による教育奨学金辞退届</p>	<p>(6) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。 様式第17号による連帯保証人住所(氏名)変更届</p> <p>(7) 高等学校等を卒業したとき。 様式第18号による卒業届</p> <p>2 連帯保証人は、教育奨学生又は教育奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、直ちに、様式第19号による死亡(失そう宣告)届にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表 収入基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員の区分</th> <th>収入基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>143 万円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>6 人</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>7 人</td> <td>341</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。</p>	世帯人員の区分	収入基準額	1 人	143 万円	2 人	229	3 人	264	4 人	286	5 人	307	6 人	325	7 人	341
世帯人員の区分	収入基準額																
1 人	143 万円																
2 人	229																
3 人	264																
4 人	286																
5 人	307																
6 人	325																
7 人	341																

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱(本文)

<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則(平成17年静岡県規則第1号。以下「規則」という。)に基づき実施する教育奨学金の貸与について必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「校長」とは、予約採用希望者にあつては、在学する中学校の校長をいい、在学採用希望者(緊急採用希望者を含む。)又は継続して教育資金を受けようとする者(以下「継続採用希望者」という。)にあつては、在学する高等学校等の校長をいう。</p> <p>第2章 教育資金の貸与</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第3条 教育資金の貸与を受けようとする者(規則第8条第1項の規定により内定を受けた者を含む。以下「教育資金貸与申請者」という。)は、規則第6条又は第7条の規定による書類のほかこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。</p> <p>2 校長は、提出された書類を確認し、様式第1号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。</p> <p>3 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、校長の確認を得て、高校教育課に直接提出する。</p> <p>(必要書類)</p> <p>第4条 規則第6条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 規則第3条第1項第1号に規定する者の住民票</p> <p>(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書</p> <p>(3) 規則第3条第1項第3号に規定する収入に関する事実を確認できる書類</p> <p>ア 勤労収入の場合、前年の源泉徴収票の写し</p> <p>イ 事業収入の場合、前年の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書</p> <p>ウ 年金及び恩給受給者の場合、直近の支給通知書等の写し</p> <p>エ 生活保護受給者の場合、保護決定通知書の写し</p> <p>オ 就職又は転職した場合、直近の給与明細書の写し又は様式第2号による給与証明書若しくは様式第3号による収入申告書</p>	<p>カ 失業者の場合、雇用保険受給証明書の写し</p> <p>キ 退職者又は退職予定がある場合、退職(予定)証明書等の写し</p> <p>ク その他該当することを証する書類</p> <p>(4) 規則第6条第1号に定める家計等調査(規則様式第2号)中2の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容又は金額が確認できる書類の写し。また、同項目中ウ、エ及びオのいずれかに該当する場合は、併せて様式第4号による経費内訳調査を提出する。</p> <p>2 教育資金貸与申請者は、様式第5号により口座振込依頼書(委任状)を提出する。</p> <p>(貸与要件の確認)</p> <p>第5条 校長は、教育資金貸与申請者の貸与要件について次の各項の規定により適正に確認するものとする。</p> <p>2 規則第3条第1項第3号にあつては、次の方法により確認する。</p> <p>(1) 所得金額 主たる家計支持者の全収入額(年収)から必要経費(勤労収入については、別表1の左欄に掲げる全収入金額(年収)の区分に応じた同表の右欄に掲げる控除額)を控除した金額</p> <p>(2) 認定所得金額 所得金額から規則様式第2号による家計等調査により別表2における区分及び特別の事情に応じた同表の特別控除額を控除した金額</p> <p>(3) 認定所得金額が、収入基準額を超える場合で、その超える金額が収入基準額の10パーセント以内の場合、人物及び学力ともに優れていると認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、規則第3条第1項第3号の規定によらず、特例として申請することができる。この場合、家計等調査の所見欄にその旨を記入しなければならない。</p> <p>ア 主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であつて、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女</p> <p>イ 長期に療養を要する人のいる世帯に属する者</p> <p>ウ 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者(生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。)</p> <p>エ 中国帰国孤児の子女</p>
--	--

<p>オ 障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのある者又は障害があるために支出を必要とする者のいる世帯に属する者</p> <p>(4) 緊急採用希望者にあつては、次の各号のいずれかの場合に該当し、当該理由が発生したときから1年以内である者</p> <p>ア 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合若しくは再就職したが収入が著しく減少している場合</p> <p>イ 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合</p> <p>ウ 主たる家計支持者が破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>エ 病気、事故、会社が倒産又は経営不振その他家計急変の理由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合</p> <p>オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法又は天災融資法等の適用を受ける著しい被害若しくはこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、教育資金貸与申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合</p> <p>3 規則第3条第1項第4号にあつては、次の基準及び方法により確認する。</p> <p>(1) 「態度及び行動が生徒にふさわしい者」とは、校内及び校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的傾向（虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等）がないと認められる者をいう。</p> <p>(2) 「良識ある社会人」とは、社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、教育資金の返還についても十分な責任感があると認められる者をいう。</p> <p>(3) 校長は前2号の基準について、校長、学年主任、担任等による所見、その他学校における諸記録、生徒指導要録等を参照して次の5段階で評価する。</p> <p>ア 教育奨学生として特に優れている。</p> <p>イ 教育奨学生として優れている。</p> <p>ウ 教育奨学生として適している。</p> <p>エ 教育奨学生として努力がある。</p> <p>オ 教育奨学生としてかなり努力がある。</p> <p>4 規則第3条第1項第6号に規定する学習成績の評定は、次の各号の区分に応じ、確認する。ただし、単位制による課程については、学年を年次と読み替える。</p> <p>(1) 予約採用希望者 中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が原則3.5以上であり、かつ、高等学校等へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。</p> <p>(2) 在学採用希望者の第1学年に在学する者 申請時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則3.0以上であること。ただし、高等学校等における学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が原則3.5以上であること。なお、高等学校の専攻科においては、中学校を高等学校等に読み替え、原則3.0以上であることとする。</p> <p>(3) 在学採用希望者の第2学年以上に在学する者 申請時に在学する学年を含む2年（2年未満の場合は、申請時まで）の高等学校等における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則3.0以上であること。</p> <p>(4) 前3号のいずれかの規定に該当しない者であっても、特に人物が優れ、かつ、教育資金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められるものであり、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、特例として申請することができる。この場合、家計等調書の所見欄にその旨を記入しなければならない。</p> <p>ア 主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であつて、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女</p> <p>イ 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。）</p> <p>ウ 中国帰国孤児の子女</p> <p>(8) その他真にやむを得ない理由があつて返還が困難であると</p>	<p>エ 申請時を含む1年以内において火災、風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた者の子女。ただし、被害が特に著しい場合に限り、申請時を含む2年以内を対象とすることができる。</p> <p>オ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者</p> <p>カ 障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのあるもの</p> <p>キ 高等学校等の第1学年に在学する者で、高等学校等の入学者選抜検査等の選考順位が、当該入学者全員の上位1/2以内であると認められるもの（在学採用希望者に限る。）</p> <p>(5) 緊急採用希望者にあつては、高等学校等における勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認める者</p> <p>5 規則第7条に規定する継続採用希望者については、別に定める方法により確認するものとする。</p> <p>(貸与の開始等)</p> <p>第6条 予約採用希望者、在学採用希望者及び継続採用希望者については、別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の4月分から貸与するものとし、それ以外（緊急採用希望者を除く。）の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。</p> <p>2 緊急採用希望者の申請に対しては、家計急変の理由が生じた月以降で希望する月分から貸与するものとする。この場合、当該年度内を限度として遡ることができるものとする。</p> <p>(教育資金の振込期日)</p> <p>第7条 教育資金は、規則第5条第3項及び第4項に規定する月の末日までに口座振替の方法により貸与するものとする。</p> <p>(在学確認)</p> <p>第8条 校長は、教育奨学生について退学等の異動が生じた場合は、様式第1号に当該届出に関する書類を添え、速やかに高校教育課に報告するものとする。</p> <p>(通学による区分)</p> <p>第9条 規則第5条第1項表に定める通学に関する定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「自宅通学」とは、教育資金貸与申請者が、その者の主たる家計支持者と同居しているとき又はこれに準ずると認めるときをいう。</p> <p>(2) 「自宅外通学」とは、前号以外の場合をいう。</p> <p>(返還)</p> <p>第10条 規則第13条第1項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、末日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。</p> <p>(1) 月 賦の場合 各月の27日</p> <p>(2) 半年賦の場合 1月及び7月の27日</p> <p>(3) 年 賦の場合 1月の27日</p> <p>2 規則第13条第2項に規定する知事が別に定める額は、別表3の左欄に掲げる貸与を受けた金額の範囲に応じ、貸与を受けた金額を右欄に掲げる割賦金の年額で除して得た年数以内（小数点以下切捨て）に返還できる額とする。</p> <p>3 第1項各号に規定する場合に応じた第2項により算出した1回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を1回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条 規則第14条第1項第2号に規定するその他やむを得ない理由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生活保護法による生活保護を受けている者</p> <p>(2) 規則第14条第1項第1号以外の各種学校、放送大学の選科又は科目履修生</p> <p>(3) 規則第14条第1項第1号及び前号における学校（以下「学校」という。）の聴講生又は研究生若しくは研究に従事している者</p> <p>(4) 外国にあつて国内における学校と同程度の学校に在学し又は研究に従事する者</p> <p>(5) 学校に入学又は受験の準備中である者</p> <p>(6) 失業中である者</p> <p>(7) 給与所得者の場合は年間収入金額が250万円以下の者、給与所得者でない場合は1年間の総収入額から必要な経費を控除した金額（年間所得金額）が150万円以下の者</p>
--	---

認められる者
(返還債務の免除申請)

第12条 規則第15条第1項の心身の著しい障害により労働能力を喪失したと認められる基準は、別表4の第1級に掲げる程度のことをいう。

2 規則第15条第2項の心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有することとなったと認められる基準は、別表4の第2級に掲げる程度のことをいう。

3 規則第15条第3項に規定する書類は、次のとおりとする。
(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は公的な証明書
(2) 心身の著しい障害によるときは、様式第6号によるその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

4 本人が死亡したときは、相続人、法定代理人又は連帯保証人が申請することができる。

5 同一要件において、再度教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。

6 貸与を受ける以前に、別表4に掲げる程度にある者は、同一要件において、教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、教育資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 奨学金の貸与
(申請の手続)

第14条 奨学金の貸与を受けようとする者(規則第8条第1項の規定により内定を受けた者を含む。以下「奨学金貸与申請者」という。)は、規則第6条及びこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。

2 校長は、提出された書類を確認し、様式第1号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。

3 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、高校教育課に直接提出する。
(必要書類)

第15条 規則第6条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 規則第3条第1項第1号に規定する者の住民票
(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書
(3) 規則第4条第1項第3号の各号に規定する者は、前年度又は当該年度において貸与の要件とするところの事実を確認できる書類
ア 生活保護の決定通知の写し又は福祉事務所長若しくは健康福祉センター所長が発行する生活保護を受けたことの証明書
イ 市町村長が発行する所得(課税)証明書(ただし、障害者、老年者、寡婦(夫)等の本人該当事項及び社会保険料等の所得控除の内訳が記載されたものに限る。)
ウ 市町村長が発行する市町村民税の減免を通知する書類の写し及び所得の状況が確認できる証明書
エ 勤労収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の源泉徴収票の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書
オ 事業収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書
カ エ又はオの収入を証明する書類が、家計急変等の正当な理由で提出することができない場合は、様式第2号による給与証明書、その提出も困難な場合は様式第3号による収入申告書又はその他収入状況等の事実を確認できる書類
キ その他該当することを証する書類
(4) 貸与の要件として、規則第4条第1項第3号エに該当する者で、同規則第6条第1項第1号に定める家計調書(規則様式2号の2)中2から5の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容及び金額が確認できる書類の写し

2 奨学金貸与申請者は、様式第5号により口座振込依頼書(委任状)を提出する。

(貸与要件の確認)

第16条 校長は、奨学金貸与申請者の貸与要件について適正に確認しなければならない。
(貸与の開始等)

第17条 予約採用希望者及び在学採用希望者の申請については別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の4月分から貸与するものとし、それ以外の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。
(返還)

第18条 規則第13条第1項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、末日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日とする。
(1) 月 賦の場合 各月の27日
(2) 半年賦の場合 1月及び7月の27日
(3) 年 賦の場合 1月の27日

2 前項により算出した1回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を1回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。
(準用規定)

第19条 この場合において、第7条、第12条及び第13条に「教育資金」とあるのは、「奨学金」と、第9条に「教育資金貸与申請者」とあるのは、「奨学金貸与申請者」と読み替えるものとする。第7条から第9条まで、第11条から第13条までの規定は、奨学金に、これを準用する。

別表1 (第5条関係) 勤労収入の場合における控除額

全収入額(年収)	必要経費(控除額)
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超える878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

備考1 収入金額が329万円以下の控除額は、収入金額と同額とする。

2 円未満は、四捨五入とする。(別に定める「給与所得金額早見表」参照)

別表2 (第5条関係) 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
	高等学校	国公立	28万円	47万円	
		私立	41	60	
	高等専門学校	国公立	36	55	
		私立	60	80	
	大学	国公立	59	102	
		私立	101	144	
	専修学校	国公立	17	27	
		私立	37	46	
	学校	国公立	22	62	
私立		72	112		
(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき	86万円			
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額(ただし、71万円を限度とする)				
(6) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
B 本と 入す る 対 控 除	教育資金貸与申請者本人が高等学校等に在学している場合(ただし、予約採用希望者の場合は一律28万円)			自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	28万円	47万円
	専修学校高等課程	国公立	17	27	
		私立	37	46	

備考1 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、教育資金申請者本人分は含まない。

2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表3 (第10条関係) 返還年数算出表

貸与を受けた金額の範囲		割賦金の年額
	200,000円以下	30,000円
201,000円以上	400,000円以下	40,000円
401,000円以上	500,000円以下	50,000円
501,000円以上	600,000円以下	60,000円
601,000円以上	700,000円以下	70,000円
701,000円以上	900,000円以下	80,000円
901,000円以上	1,100,000円以下	90,000円
1,101,000円以上	1,300,000円以下	100,000円
1,301,000円以上	1,500,000円以下	110,000円

別表4 (第12条関係)

心身の障害の程度	番号	心身の障害の状態
第1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。		
2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。		

問合せ先

静岡県教育委員会高校教育課

電話番号 054(221)3171

FAX番号 054(251)8685

E-mail kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp